

令和 2 年度／2020 年度

児童虐待予防推進事業
児童虐待ケースアセスメント調査
報告書
(WEB 公開版)

特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ

令和 2 年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

目次

1. はじめに	2
1-1. 本事業の経緯	2
1-2. 問題の背景	4
1-2-1. 歴史的背景	4
1-2-2. 視点とアプローチの方法	6
1-3. 本調査の目的	8
2. 方法	9
2-1. 調査の方法	9
2-1-1. 実施体制（当事者インタビューを除く）	9
2-1-2. 当事者インタビューの方法・体制	10
2-1-3. サマリーシート	11
2-1-4. フェイスシート	12
2-1-4. リスク・アセスメントシート	14
2-2. 調査の対象	16
3. 結果	17
3-1. 実施結果概要	17
3-2. 当事者の属性	17
3-2-1. 性別	17
3-2-2. 取材時の年齢	17
3-3. 家庭状況	19
3-3-1. 経済的困窮	19
3-3-2. 多子（三人以上）	19
3-3-3. ひとり親	19
3-3-4. ステップファミリー	19
3-3-5. 親の職業	19
3-4. 虐待の内容	21
3-4-1. 虐待種別	21
3-4-2. 虐待開始時・終了時の年齢	21
3-4-3. 加害者	21

3-4-4. 主な加害者の状況	22
3-5. 虐待の発生・解消の原因.....	24
3-5-1. 虐待の理由	24
3-5-2. 虐待解消の理由	25
4.分析	27
4-1. 虐待定着度による分類	27
4-1-1. 分類方法	27
4-1-2. 分類結果	28
4-2. 度数5のケーススタディ	30
4-2-1. No.25	30
4-2-2. No.30	39
4-3. 全30ケースの分析	47
4-3-1. 家庭環境	47
4-3-2. ハイリスク・アプローチ	58
4-3-3. ポピュレーション・アプローチ	66
4-3-4. 子どもの加害者化.....	71
5. 考察.....	73
5-1. 被害者の加害者化について：両義的な要素	73
5-2. 経済的困窮と虐待：潜在化、長期化、認知	74
5-3. 社会への期待と不信：両義的な影響	77
5-4. 虐待被害者支援のオプト・イン問題；解決策を転換する	79
5-5. 虐待被害者のレジリエンスに関する要素	83
5-6. 今後の調査ツールに関する提案.....	84
引用文献	85

1. はじめに

1-1. 本事業の経緯

特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ（以下、当法人）では、介護保険事業を主として営む傍ら、施設という地域資源を活用して「コミュニティカフェ」や「体操教室」、「認知症予防“だんだんダンス”」等の様々な地域貢献活動を行ってきた。それらの活動を通じて住民や地域社会との交流を深める過程で、児童虐待問題に取り組む団体の活動を知った。虐待は、高齢者・障がい者福祉サービスの分野でも非常に重要なテーマであり、当法人としても、これまでに職員研修やサービス品質向上の点から取り組んできた。そのノウハウを生かしてこの問題の解決に貢献できないかと考え、NPO法人ひだまりの丘と協働で、児童虐待予防推進事業「子はたからプロジェクト」を2018年に立ち上げた。

「子はたからプロジェクト」の最初の活動として、自身が虐待の経験を持つ絵本作家・なるかわしんごと共にオリジナルの絵本づくりに取り組んだ。文字（セリフ）の無いこの3種類の絵本は、親子が自由に楽しみながら独自のストーリーを作ることが出来る。また「あそぼレシピ」として身近にある材料を使った作品づくりを提案している。ページの最後には、子育てに関する支援団体や相談窓口を書き込めるスペースも設けた。2019年末までに、この絵本を使った親子ワークショップを、東京都、福井県、愛知県にて40回開催し、合計720名が参加した。

「子はたからプロジェクト」は、虐待の「防止」だけでなく、「予防」の分野に力点を置いている。そのためこの2年は、親子の愛着形成を促進することで虐待リスクを軽減するという想定のもとに、「絵本ワークショップ」を開催してきた。また、平行して虐待予防推進事業に関心のある社会人や支援者、児童福祉の有識者らに呼びかけて、攻めの予防として有効な手立てを探るための勉強会

も 5 回開催した。

この勉強会を通じて見えてきたことは、予防にはリスク・アセスメントが必須であるということである。親自身の生育環境や、妊娠・出産に至った背景、現在の家族構成や経済状況等を総合的にアセスメントすることで、虐待のリスクや問題構造を把握し、必要な支援サービスにつなげることが出来るのではないか。そして、より多くの案件をアセスメントすることで、共通して求められる予防的支援の枠組みや、問題当事者から必要な情報を引き出すためのフレームワークが明確になるのではないかと考え、虐待ケースのリスク・アセスメントに関する情報収集を開始した。幸い当法人は、平成 8 年 3 月に「在宅介護・看護サービスの需給の管理システムに関する調査報告書」（社会福祉医療事業団）の調査報告を行っている。このノウハウを活かして児童虐待予防のための「リスク・アセスメント」のフォーマットを作成する作業が可能ではないかと考えた。

令和 2 年度児童虐待予防推進事業（以下、本事業）は、「子はたからプロジェクト」の一環として、独立行政法人福祉医療機構が実施する令和 2 年度社会福祉振興助成事業の支援を受けて実施した。児童虐待ケースアセスメント調査（以下、本調査）は、本事業の一部である。

1-2. 問題の背景

1-2-1. 歴史的背景

日本では 1933 年には見世物・乞食・風俗関連などでの児童労働を禁止した「(旧) 児童虐待防止法」が制定された。1947 年には「児童福祉法」が制定され、児童虐待防止法の禁止行為はこれに吸収された。概ね 1980 年代までは、児童虐待問題は特殊な家庭問題で、ごく少数にしか過ぎないと考えられてきた。しかし、1990 年代以降は特殊な家庭環境の問題ではなく、一般家庭でも起きる社会的な問題として認識されるようになった [1]。1980 年代後半から 1990 年代以降にかけて、児童虐待に対する認識は、大きく転換した。その背景には、1985 年以降に大阪市および大阪府において行政職員や専門家による研究活動が行われたこと [2]、1989 年に「児童の権利に関する条約」が国連総会で採択され国際的に子どもの権利保護が目指されるようになったこと、児童虐待防止協会が 1990 年に「子どもの虐待ホットライン」を開始したこと、およびマスコミによる報道の増加など、官民学のさまざまな活動の連関が存在している。その結果、日本は児童の権利に関する条約を 1994 年に批准した。条約の 19 条には下記のように記載されている。ここに、現在に通じる児童虐待の四区分の定義（身体的虐待・精神的虐待・ネグレクト・性的虐待）と、国がそれらの虐待から児童保護することの責任が明文化された。

締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

1997 年には「児童福祉法」が改正され、児童家庭支援センターの設置や児童養護施設・児童相談所の充実化などが盛り込まれた。1999 年には児童虐待の防

止に関する個別法として「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、「児童の権利に関する条約」に準じる形で、児童虐待が国内法上で定義された。一方で、あらゆる体罰の禁止は 2020 年の「児童虐待の防止等に関する法律」改正の際に、改めて盛り込まれた。これは、児童虐待は法律上ですでに定義され禁止されているにもかかわらず、特に身体的虐待は、長いあいだ日本の文化において完全に否定されることがなく、多くの家庭や教育の現場で、継続されてきたことの表出である。なお、日本における体罰の発端は、1930 年以降の軍国教育だと考えられている [3]。

児童相談所に寄せられる相談件数は、1990 年代以降、年々増加しており、近年は毎年、過去最高値を更新している（図 1）。しかし、この数値は児童虐待の実数を正確に反映しているとは言い難い。相談件数の増加は、

- 1) 全国の児童相談所で虐待の発見・通告体制が整備されてきた
- 2) 関係者間において虐待の定義について共通理解が高まってきた
- 3) 発見・通告体制の整備を通じ、虐待の定義について、学校教育現場、医療機関、警察、民生・児童委員等の関係機関に周知されるとともに、保護者、児童自身、地域にも啓発が進められた
- 4) 虐待報道が積極化した
- 5) 従来は潜在化していた虐待が、虐待と認知され顕在化するようになった

以上 5 点の要因が大きいと言われている [4]。多くの先行研究が、今日もなお、相談所への相談に至らない水面下に、数倍～数十倍の児童虐待が潜んでいることを指摘している。

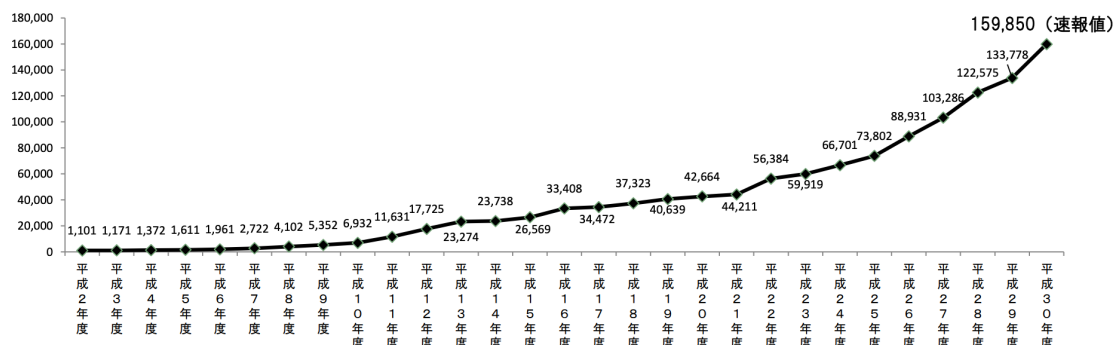


図 1. 児童虐待相談対応件数の推移（厚生労働省ホームページより）

注）平成 22 年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

1-2-2. 視点とアプローチの方法

日本において、児童虐待問題は、社会全体のマクロレベルな問題や、地域・コミュニティ単位のメゾ（中間）レベルの問題としてよりも、子どもにひどい仕打ちをする親や家族といったミクロ（個人）レベルの問題としてみなされてきた傾向がある。今日の社会的養護の分野では、家庭養護や施設の小規模化を推進する「社会的養護の家庭化」施策が進められており、これは近代家族イデオロギーに基づいたミクロレベルのアプローチである [5]。また、厚生労働省が 2007 年に作成した虐待リスクアセスメントシートは、

- 1) 保護者リスク（10 代の妊娠，思いがけない妊娠，子どもへの愛着形成が不十分，精神的に不安定，精神・知的障がい，アルコール・薬物依存，性格が攻撃的・衝動的，育児不安や育児ストレス，被虐待経験等）
- 2) 子どもリスク（乳幼児，未熟児，障がい児，育てにくさをもつ子ども等）
- 3) 養育環境リスク（未婚を含む単親家庭，子連れ再婚，人間関係の問題を抱える家庭，親族・地域社会から孤立した家庭，経済不安のある家庭，夫婦不和・配偶者間 DV など不安定な状況にある家庭，定期健診を受診

しない等)

の3領域であり [6]、これらもミクロレベルの要素を中心に焦点を当てている。

アセスメントによって危険度の高い家庭を抽出し、それらに対して重点的に監視・介入するというアプローチ方法は、ハイリスク・アプローチと呼ばれる [7]。この方法のメリットは、限られた支援リソースを効率的に使用して、状況の悪化を防止できることである。一方でデメリットとしては、ハイリスク者として認定されることを嫌うために、アセスメントに対して虚偽回答や無回答となることや、支援者・行政との信頼関係を失い、有効な支援に繋がられない可能性がある。ある先行研究では、一般的に虐待リスクが高いとみなされる母子家庭であることで虐待を疑われ、さらに疑われたことによって支援者への信頼を失い、自らの家庭についての情報をシャットアウトした、という事例が報告されている [8]。実際の虐待の有無に関わらず、アセスメントに対するこのような拒絶反応や回避反応が一定程度で起きるであろうことを踏まえると、自覚的かつ重篤な虐待が起きている家庭ほど、アセスメントの難易度が高まることは自明である。「どのようにハイリスク者を抽出するか」は、今日の児童虐待問題において、重要な課題となっている。

ハイリスク・アプローチとは対照的に、地域やコミュニティなどのメゾレベルに着目し、個人ではなく集団全体へアプローチし、全体としてリスクを下げていく手法は、ポピュレーション・アプローチと呼ばれる。この方法のメリットは、集団全体に対して、知識や情報を伝達したりネットワーク化していくことによって、全体としてリスクを軽減することができることと、ハイリスク・アプローチよりも受ける側の心理的ハードルが低いことである。日本では、ハイリスク・アプローチが先行して制度内で実施されており、ポピュレーション・アプローチとの融合は近年、発展してきた [7]。

当団体は、「1-1.はじめに」で記載したように、予防的活動に着目している。予防的活動においては、ハイリスク・アプローチのみでは捕捉率が高止まりし、ポピュレーション・アプローチのみではリソースが不足するため、双方のメリットを最大化し、デメリットを最小化する活用方法が必要である。

1-3. 本調査の目的

本調査は、「社会全体で出産・子育てに対して責任を持つ市民意識の醸成を図るとともに、将来的には、子どもの健全育成を担う公的な制度を確立する」という本事業の目的を達成するために、被虐待の当事者へのインタビューを実施する。得たデータを分析することで、虐待リスクが高まる要因（ミクロ～メゾレベル）や支援体制・地域コミュニティの空白地帯（メゾレベル）、さらにその上位にある政策・制度の改善点（マクロレベル）をあぶり出し、有効な対策を提案することを目的とする。

2. 方法

2-1. 調査の方法

本調査は、令和 2 年度に実施した。まず、児童養護施設のスタッフや社会福祉士によって、以前に虐待を受けていた元被虐待当事者（以下、「当事者」と記載する）30 名へのインタビューを行った。データは、「サマリーシート」・「フェイスシート」・「リスク・アセスメントシート」の 3 種類のシートを用いて、インタビュアーが記録・整理した。インタビュー終了後に、調査に携わったスタッフに対するグループインタビューを実施した。

2-1-1. 実施体制（当事者インタビューを除く）

本事業は、下記のメンバーを中心に実施した。

表 1. 本事業の実施体制

氏名	所属・役職	本事業での 主な役割
石川 治江	NPO 法人ケア・センターやわらぎ 代表理事	監修
生川 真悟	絵本作家 NPO 法人ひだまりの丘 理事	調査設計 調整
蛭沢 光	NPO 法人なごやかサポートみらい 理事長 NPO 法人ひだまりの丘 副理事長	実施協力
堀井 和子	NPO 法人ひだまりの丘 理事長	実施協力
小池 達也	フリーランス	報告書執筆
加勢川 佐記子	NPO 法人ケア・センターやわらぎ 法人本部	事務局

2-1-2. 当事者インタビューの方法・体制

インタビューは対面もしくはオンラインで実施した。形式は、あらかじめ質問項目を決めた上で、当事者の回答によってさらに詳細について質問する半構造化インタビューの形式で実施した。時間は1回あたり1～2時間だった。インタビューへの参加者は、常に当事者とインタビュアーの2名であった。

インタビューは、下記の3名により実施した。

表 2. インタビューの実施体制

記号	性別	年代	所持資格	担当 No.
A	女性	30 代	保育士	5,6,7,11,12,16,21, 22,27,29
B	女性	40 代	社会福祉士、ケアマネージャー	1,3,8,10,17,18,19, 20,23,24,25,26,28
C	男性	30 代	介護福祉士	2,4,9,13,14,15,30

2-1-3. サマリーシート

主に当事者の属性（性別、年齢、地域、障がい・疾病など）、虐待の内容（種別、期間）、家族の状況（構成、家庭環境、就労状況など）、加害者の状況（妊娠・障がい・被虐待経験・疾病など）、支援の内容について記載した。

令和2年度社会福祉振興助成事業(WAM助成)ヒアリング調査 サマリーシート				
取材日		記入日		記入者
管理番号		性別		取材時年齢
虐待当時の 居住地域 (1)		虐待当時の 居住地域 (2)		虐待当時の 居住地域 (3)
虐待種別	身体的虐待			
	ネグレクト			
	性的虐待			
	心理的虐待（面前DV含む）			
	その他（ ）			
※該当するものにチェック「○」（複数可）				
虐待期間				
世帯構成				
家庭環境 (状況)	経済的困窮		多子（兄弟三人以上）	
	ひとり親		ステップファミリー	
被害者状況	発達障害			
	その他障害（ ）			
	その他疾病（ ）			
	その他 出生後、すぐにNICUに搬送され、6ヶ月間入院していた。			
	※該当するものにチェック「○」（複数可）			
加害者状況	思いがけない妊娠		被虐待経験	
	発達障害		精神疾患	
	その他障害（ ）			
	その他疾病（ ）			
	その他			
※該当するものにチェック「○」（複数可）				
世帯就労状況				
支援者 (支援内容)				

©2020 特定非営利活動法人 ひだまりの丘

図 2. サマリーシート

主に当事者を中心としたジェノグラム（家族図）、家族と繋がる周辺の人間関係（友人、職場、学校、別居家族、親族など）や虐待予防に関係する社会的資源（児童相談所、保健センターなど）について記載した。

図 3. フェイスシート

虐待リスク・アセスメントシート 記入方法

【フェイスシート】

※RAS＝虐待リスク・アセスメントシートの略

①管理番号	記入不要	(事務局使用欄)
②氏名、性別	必須	被虐待児・者の氏名を、フリガナから記入してください。
③記入日	必須	記入を完了した日付を西暦で記入してください。
④記入者	必須	②と同一の場合は「本人」。異なる場合は、記入者の氏名を記入してください。
⑤現住所	任意	②の方の現在の住所を、都道府県および市町区まで記入してください。 (番地は不要)
⑥虐待の種類	必須	RAS 上に記載された虐待の種類全てチェックをしてください。
⑦家族・親類	必須	RAS 上に登場する家族・親類について、②(本人) からみた「続柄」、氏名、年齢(どの時点でも可) 記入してください。
⑧ジェノグラム	必須	「ジェノグラム」(家族図)とは、援助者が、利用者を中心とした家族関係を理解するために作成される図のことである。主に介護、障害、医療、教育の分野で、支援記録を作成するために使われる。 ⇒ <u>書き方は、下記を参照してください。</u>
⑨エコマップ	任意	「エコマップ」とは、援助者が、利用者を支援するために、利用者、家族、社会資源の関係性を図にしたものである。生態地図ともいわれる。 1975年にアン・ハートマンが考案した。主に介護、障害、医療、教育の分野で、支援記録を作成するために使われる。 ⇒ <u>書ける場合のみで結構です。(フェイスシート裏面に記入例あり)</u>

《参考》ジェノグラムの記号

(書き方は地域によって異なります。本人とその家族構成が分かれば、どのような書き方でも結構です)

人物	表記	関係性	表記
男性	□	結婚	□—○
女性	○	離婚	□—/—○
本人	□ ₁ ○ ₁	兄弟姉妹	□—□—○
死亡者	■ ● / ⊗ ⊗		

虐待予防推進事業(事務局 特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ) 2020.03

図 4. フェイスシート (記入方法)

2-1-4. リスク・アセスメントシート

当事者の虐待被害状況、加害者状況、場所（自宅・学校等）との関わり方、経済的状況、家庭外との人間関係、支援リソース（民間支援団体・医療機関・児童相談所・警察・児童養護施設・乳児院等）との関わり方などについて、時間の経過に沿って記載した。

年月日(年齢・学年)	被害者	コード	虐待被害状況/背景	加害者状況 養育状況または被害者 心理的状況	場所			経済 経済的状況	支援・人材				医療機関		公共・行政					その他
					自宅	保育所・学校・クラブ	その他		家族	親族	民間支援団体	その他	病院	クリニック	児童相談所	警察	児童養護施設	乳児院	その他	

図 5. リスク・アセスメントシート（一部）

虐待リスク・アセスメントシート
記入方法

【虐待リスク・アセスメントシート】

①管理番号	(事務局使用欄)
②ケース氏名 (イニシャル)	被虐待児・者の氏名を、イニシャルで記入してください。
③記入日	シートの記入を完了した日付を西暦で記入してください。
④記入者	②と同一の場合は「本人」。異なる場合は、記入者の氏名を記入してください。

⑤年月日 (年齢・学年)	虐待が発生した年月日を記入してください。日付が不明な場合は、被害者の年齢や学年のみでも構いません。
⑥被害者	同時期に加害者から虐待を受けた被害者について、全て記入してください。 例) 兄弟、実母など。
⑦虐待コード	A) 身体的虐待、B) ネグレクト、C) 性的虐待、D) 心理的虐待(面談DV含む)、E) その他
⑧虐待被害状況/背景	虐待の状況を、出来る限り具体的に記入してください。
⑨加害者状況	当時の加害者の経済状況や精神状態などを記入してください。
⑩場所	虐待を受けていた場所について記入してください。
⑪経済状況	世帯の経済的状況について記入してください。 例) 父:失業中、母:パート掛け持ち、生保など。
⑫支援・人材	被害者に対する支援を行なった人材やサービスがあれば記入してください。
⑬医療機関	被害者に届いた、或いは被害者が利用した医療支援、サービス等があれば記入してください。 例) 病院、クリニック等
⑭公共・行政	被害者に届いた、或いは被害者が利用した公的支援、サービス等があれば記入してください。 例) 児童相談所、警察、児童養護施設、乳児院等。
⑯その他	上記以外に記述すべき事項があれば、記入してください。

虐待予防推進事業(事務局 特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ) 2020.03

図 6. リスク・アセスメントシート (記入方法)

2-2. 調査の対象

調査対象は、本事業の実施メンバーやインタビュアー等からの紹介により選定された。主に、児童養護施設を退所した人や、福祉・子ども支援に関わる人が中心となった。選定の基準は、自分の経験を自分の言葉で話せること、生活や仕事など現在の状況が比較的落ち着いていること、の2点を満たすこととした。

3. 結果

3-1. 実施結果概要

インタビューの実施概要を表 3 に記載する。

3-2. 当事者の属性

当事者の属性に関する結果を表 3 に記載する。

3-2-1. 性別

当事者の性別の構成は、男性が 10 名 (33%)、女性が 20 名 (67%) であった。

3-2-2. 取材時の年齢

当事者の取材時年齢の構成は、10 代が 1 名 (3%)、20 代が 16 名 (53%)、30 代が 8 名 (27%)、40 代が 3 名 (10%) であった。

3-2-3. 障がい・疾病

当事者が発達障がいを持っているケースは 3 名 (10%)、その他障がいを有するケースは 1 名 (3%)、その他疾病を有するケースは 1 名 (0%) であった。また、正式な診断はおいていないものの、その他の特異性を有するケースは 4 名 (13%) であった。

表 3. 実施概要＋当事者の属性

No.	名前 イニシャル	インタビュー 担当者	取材日 (年/月/日)	性別	取材時 の年齢	障害・疾病	その他
1	NY	B	2020/5/17	女性	29		
2	FH	C	2020/5/16	男性	38		
3	HM	B	2020/5/19	女性	29	発達障がい	
4	KY	C	2020/5/8	男性	20		
5	HY	A	2020/5/13	男性	29		
6	HT	A	2020/5/13	女性	29	発達障がい	
7	FS	A	2020/5/25	女性	24		
8	FA	B	2020/5/9	女性	24		
9	HM	C	2020/5/11	女性	25		
10	MR	B	2020/5/13	女性	27		
11	AN	A	2020/9/10	女性	21		
12	TY	A	2020/5/8	女性	29		
13	OK	C	2020/9/8	女性	38	心臓疾患（出生時） 感覚過敏	
14	YD	C	2020/8/22	男性	27		精神失調疑い
15	YM	C	2020/7/18	女性	46		
16	AR	A	2020/6/27	男性	24		
17	AL	B	2020/6/27	女性	23		
18	TK	B	2020/8/2	女性	48		
19	SS	B	2020/8/8	女性	34		
20	SA	B	2020/6/27	男性	25		
21	NA	A	2020/8/28	女性	19		
22	FS	A	2020/7/2	女性	33		夫からの DV 息子 6 歳
23	NE	B	2020/7/17	女性	38		
24	NR	B	2020/8/29	男性	31		
25	MJ	B	2020/8/11	男性	37		
26	KM	B	2020/8/28	女性	43		
27	KK	A	2020/8/2	女性	39		
28	ST	B	2020/8/31	女性	48		
29	KY	A	2020/8/29	男性	27		
30	MT	C	2020/9/11	男性	44		

3-3. 家庭状況

当事者の家庭状況に関する結果を表4に記載する。

3-3-1. 経済的困窮

家庭が経済的困窮の状態にあった当事者は12名（40%）であった。

3-3-2. 多子（三人以上）

家庭が三人以上の子を有する「多子」の状態にあった当事者は10名（33%）であった。

3-3-3. ひとり親

ひとり親の家庭にあった当事者は8名（3%）であった。

3-3-4. ステップファミリー

一人の親が、その親の実子でない子を含む「ステップファミリー」の状態にあった当事者は7名（23%）であった。

3-3-5. 親の職業

両親の職業を表4に記載した。

表 4. 当事者の家庭状況

No.	経済的 困窮	多子	ひとり 親	ステップ ファミリー	両親の職業	
					父親	母親
1	-	○	-	-	会社員	内職→居酒屋勤務
2	-	-	-	-	自営業	自営業
3	-	○	-	-	議員	無職
4	-	○	-	○	不明	無職
5	-	-	-	-	自営業	金物屋パート
6	-	-	-	○	実父：不明 実母の交際相手：トラック運転手	無職
7	-	-	-	-	会社員	無職
8	-	-	-	-	会社員	パート
9	-	-	-	○	公務員	パート
10	-	-	○	-	会社員	パート
11	-	-	-	-	不明	パート
12	○	-	○	-	自営業→失業	看護師→不明→生活保護
13	-	○	-	-	経営者	会社役員
14	-	-	-	-	会社員→自営業	無職
15	○	-	-	-	会社員→自営業→パート	会社員→自営業
16	○	-	○	○	パート	無職
17	-	○	-	○	公務員	無職
18	-	-	-	-	公務員	不明
19	○	○	-	-	自営業	パート（複数）
20	○	○	○	○	—	パート（複数）
21	○	-	○	-	不明	パート
22	-	-	-	-	会社員	不明（職あり）→無職
23	○	-	○	-	不明（塗装業）	夜の仕事→無職
24	-	-	○	-	暴力団	夜の仕事→無職
25	○	○	-	-	暴力団	パート（複数）
26	-	○	-	-	自営業	自営業
27	○	-	-	-	農業	農業
28	○	○	-	○	会社員	無職
29	○	-	-	-	不明（転職多い）	無職
30	○	-	○	-	暴力団	無職

3-4. 虐待の内容

虐待の内容に関する結果を表5に記載する。

なお、No.22 に関しては、ヒアリング対象は女性で、虐待期間は 24 歳から 30 歳、虐待の内容は「夫からの DV」であり、24 歳時点で 0 歳の第一子（息子）を有していた。今回は児童虐待に焦点を当てた調査のため、以下では、ヒアリング対象となった人物の第一子（息子）を「当事者」、虐待の内容を面前 DV（精神的虐待）として記述する。

3-4-1. 虐待種別

表 5 中の虐待種別は、身＝身体的虐待、ネ＝ネグレクト、性＝性的虐待、心＝心理的虐待（面前 DV 含む）を意味する。その他の種別の虐待については、表中に直接記入した。

加害者が行っていた虐待種別の構成は、身体的虐待が 22 名（73%）、ネグレクトが 12 名（40%）、**性的虐待が 3 名（10%）**、心理的虐待が 23 名（77%）であった。なお、本種別には、インタビュー対象者以外の家族に行っていた虐待も含めた。

また、1 種類のための虐待が 7 名（23%）、2 種類が 15 名（50%）、3 種類が 8 名（27%）であった。

3-4-2. 虐待開始時・終了時の年齢

虐待開始時の年齢（満）は、10 代未満が 25 名（83%）、10 代が 3 名（10%）、その他（8～12 歳、5 歳以下）が各 1 名（各 3%）であった。

虐待終了時の年齢（満）は、10 歳未満が 3 名（10%）、10 代が 22 名（73%）、20 代が 3 名（10%）、不明（成人以降）が 1 名（3%）であった。

3-4-3. 加害者

各ケースにおいて、虐待における主な加害者によって分類した。実父が 10 名

(37%)、実母が 8 名 (27%)、実父母が 6 名 (20%)、義父母が 2 名 (7%)、実母の交際相手が 2 名 (7%)、義父が 2 名 (7%)、義母・従姉・兄・不在が各 1 名 (各 3%) であった。なお、主な加害者が複数名存在する場合や、時期によって主な加害者が異なる場合は、複数の加害者を記載した。

3-4-4. 主な加害者の状況

主な加害者の疾病・障がい等の状況を記載した。なお、本項については、当事者へのインタビュー内容に基づくため、実際の加害者の状況を正確に把握できていない可能性がある。また、加害者が親以外のケースは、親のケースに比べて状況を把握できていない可能性が高い。

- 加害者に思いがけない妊娠があったケースは、3 名 (10%) であった。
- 加害者に被虐待経験があったケースは、4 名 (10%) であった。
- 加害者に発達障害の診断を有するケースは、0 名 (0%) であった。また、発達障害の疑いを有するケースは、2 名 (7%) であった。
- 加害者に精神疾患を有するケースは、1 名 (3%) であった。
- 加害者にその他障害を有するケースは、精神不安定が 1 名 (3%)、精神疾患疑いが 1 名 (3%) であった。
- 加害者にその他疾病を有するケースは、糖尿病が 2 名 (7%)、薬物依存症が 1 名 (3%)、アルコール中毒が 1 名 (3%)、育児ノイローゼが 1 名 (3%) であった。

【虐待種別の表記】

身：身体的虐待 ネ：ネグレクト

性：性的虐待

心：心理的虐待（面前 DV 含む）

表 5. 虐待の内容

No.	虐待種別	虐待開始時の年齢(満)	虐待終了時の年齢(満)	主な加害者	主な加害者の状況
01	身,ネ	0	13	実母	
02	心	7	18	実父	
03	心	8～12	20	実父	
04	ネ	7	11	実母、義父	
05	身,ネ,心	5	14	実父	
06	身,性,心	9	14	実父,実母 の交際相手	
07	身,心	7～8	17	実父母	
08	ネ,心	7	10	実父母	発達障がい疑い
09	身,心	7	15	義父母	精神疾患疑い
10	身,心	7～8	15	実父	発達障がい疑い
11	身,ネ,心	7～8	16	実父	
12	身,心	14	14	実母	非虐待経験、精神不安定、糖尿病
13	身,ネ,心	3	18	実父母	育児ノイローゼ
14	心	9	継続中	実父母	
15	身,ネ,心	7	20	実父	精神疾患、アルコール中毒
16	身	7	10	実母	
17	身,心	7	15	義父	
18	身,心	3	成人以降	実母	
19	身,ネ,性	5歳以下	15	実父母	思いがけない妊娠、非虐待経験（両親とも）
20	ネ	0	2	実父母	
21	身,ネ	4	8	実母,兄	
22	心	0	6	実父	※インタビューは実母に実施
23	身,ネ,心	3	18	実母	非虐待経験 ※外国籍、かつとなりやすい
24	身,心	10	13	実母,実母 の交際相手	思いがけない妊娠
25	身,心	0	15	実父	思いがけない妊娠
26	身,心	3	11	実父	非虐待経験
27	身,心	4～5	28	実父	
28	身,ネ	4	13	実父,義母	
29	貧困	13	17	不在	
30	身,性,心	6	12	従姉	薬物依存症（実母）

3-5. 虐待の発生・解消の原因

3-5-1. 虐待の理由

加害者が虐待を行う主な理由を表6に記載した。なお、本項および次項については、当事者へのインタビュー内容に基づくため、実際に加害者本人が有していた動機や客観的状況とは、ズレが生じている可能性がある。

- インタビュー中に「特に理由があるわけでもなく」「理由もなく」「理不尽に」等の語句がみられたり、インタビュー中に特に理由が語られなかった場合を「不明」とし、これは8名(27%)であった。
- 加害者が薬物依存、精神疾患、精神不安定などを有している場合を「精神」とし、これは7名(23%)であった。
- 進学、勉強、生活習慣等に対する強い教育的関心がある場合を「躰」とし、これは6名(20%)であった。
- 夫婦間での関係悪化による面前DVや、加害者が配偶者の関心を自らへと引くことに関心がある場合を「配偶者」とし、これは5名(17%)であった。
- 義理の子供に対してのみ虐待がみられる場合や、養子縁組が原因となった虐待を「義子」とし、これは3名(10%)であった。
- 子どもに対して全く・ほぼ無関心である場合を「無関心」とし、これは2名(7%)であった。
- 家庭全体が貧困であり、これ以外の虐待は見られなかった場合を「貧困」とし、これは1名(3%)であった。

3-5-2. 虐待解消の理由

虐待が解消した理由について表6に記載した。

- インタビュー中で虐待解消の理由について触れられなかった場合を「不明」とし、これは7名(23%)であった。
- 独力もしくは他の家族と避難した、児童相談所へ自分で電話した等自ら他者への保護を求めた場合を「保護」とし、これは6名(20%)であった。(保護の後に通告されたケースも含む)
- 他者による児童相談所への通告が行われ、児童の保護に至った場合を「通告」とし、これは6名(20%)であった。
- 両親の離婚により虐待が解消した場合を「離婚」とし、これは5名(17%)であった。
- 加害者もしくは被虐待児の逮捕により虐待が解消した場合を「逮捕」とし、これは3名(10%)であった。
- 非虐待児の結婚に伴い実家を出た場合を「自立」とし、これは1名(3%)であった。
- 他の家族からの説得によって虐待が解消された場合を「説得」とし、これは1名(3%)であった。
- 虐待が継続中の場合を「継続中」とし、これは1名(3%)であった。

【虐待種別の表記】

身：身体的虐待 ネ：ネグレクト
性：性的虐待
心：心理的虐待（面前 DV 含む）

表 6. 虐待の発生・解消の原因

No.	当事者の性別	虐待種別	虐待の理由	解消の理由
01	女性	身,ネ	不明	保護
02	男性	心	躰	不明
03	女性	心	配偶者	離婚
04	男性	ネ	無関心	通告
05	男性	身,ネ,心	躰	保護
06	女性	身,性,心	義子	逮捕
07	女性	身,心	躰	逮捕
08	女性	ネ,心	配偶者	離婚
09	女性	身,心	義子,配偶者	不明
10	女性	身,心	精神	通告
11	女性	身,ネ,心	不明	逮捕
12	女性	身,心	精神	保護
13	女性	身,ネ,心	配偶者	不明
14	男性	心	配偶者	継続中
15	女性	身,ネ,心	精神	不明
16	男性	身	不明	離婚
17	女性	身,心	義子	通告
18	女性	身,心	躰	不明
19	女性	身,ネ,性	躰,不明	不明
20	男性	ネ	無関心,不明	通告
21	女性	身,ネ	精神	通告
22	男性	心	精神	離婚
23	女性	身,ネ,心	精神	不明
24	男性	身,心	不明	保護
25	男性	身,心	不明	離婚
26	女性	身,心	躰	説得
27	女性	身,心	不明	自立
28	女性	身,ネ	義子	通告
29	男性	貧困	貧困	保護
30	男性	身,性,心	不明	保護

4.分析

4-1. 虐待定着度による分類

4-1-1. 分類方法

インタビューの内容に基づき、全 30 ケースを 5 段階に分類した。分類は、各家庭環境において、虐待がどの程度深刻に、また家庭の構成員にとって避けがたく固定化されているか、という視点から行った。本分類法を「虐待定着度」とする。

虐待定着度の分類は、表 7 に示す方法で行った。

表 7. 虐待定着度の分類方法

度数 5	● 虐待の理由が「不明」、②加害者が複数名（面前 DV・ネグレクトを除く）、③加害者が子どもである、のいずれかを満たす ● 虐待の理由が「不明」：被害者自身が（実態とのズレがあったとしても）「加害者との関係性」や「加害者の状態」や「特定の状況」に虐待行動の理由を特定できているケースに比べ、「不明」に分類されたケースは、虐待行動に至る条件が特定されず、より普遍的・日常的であると感じられていたため。 ● 加害者が複数名：一人だけでなく複数名の加害者がいたケースでは、家庭内の傍観者が加害者化するシステムが存在し（あるいは傍観者の加害者化を防ぐシステムが存在せず）、被害者自身にとっても、また他の家族にとっても、虐待をより避けがたい状況であったと考えられるため。 ● 加害者が別の子ども：子どもが加害者化するシステムが存在し（あるいは子どもの加害者化を防げなかったシステムが存在せず）、大人が虐待を行うケースよりも、より家庭や地域な
------	--

	どの周辺環境の影響が大きいことが考えられるため。 なお、児童虐待の防止等に関する法律の第二条には「この法律において、『児童虐待』とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう」とあり、「子どもから子ども」への虐待は、現時点では、国内法における児童虐待の定義外で、見過ごされがちな形態である。例えば、文部科学省の教職員向け研修教材でも、「虐待とは、ひとことでは、家庭内の大人から子どもに対する不適切な力の行使です」として記述されている [9]。
度数 4	身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待のうち 3 種類以上の虐待が行われた
度数 3	身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待のうち 2 種類の虐待が行われた
度数 2	身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待のうち 1 種類の虐待が行われた
度数 1	度数 2～5 に該当しない

4-1-2. 分類結果

上記の方法による分類結果を表 8 に示した。

度数 5 は 13 名 (43%)、度数 4 は 4 名 (4%)、度数 3 は 7 名 (23%)、度数 2 は 4 名 (17%)、度数 1 は 1 名 (3%) となった。

【虐待種別の表記】

身：身体的虐待 ネ：ネグレクト

性：性的虐待

心：心理的虐待（面前 DV 含む）

表 8. 虐待定着度の分類結果

No.	虐待種別	主な加害者	虐待の理由	度数	分類の根拠（度数＝5 のみ）
01	身,ネ	実母	不明	5	虐待の理由が不明
02	心	実父	嫉	2	
03	心	実父	配偶者	2	
04	ネ	実母、義父	無関心	2	
05	身,ネ,心	実父	嫉	4	
06	身,性,心	実父,実母の交際相手	義子	5	主な加害者が複数名
07	身,心	実父母	嫉	5	主な加害者が複数名
08	ネ,心	実父母	配偶者	3	
09	身,心	義父母	義子,配偶者	3	
10	身,心	実父	精神	3	
11	身,ネ,心	実父	不明	5	虐待の理由が不明
12	身,心	実母	精神	3	
13	身,ネ,心	実父母	配偶者	4	
14	心	実父母	配偶者	2	
15	身,ネ,心	実父	精神	4	
16	身	実母	不明	5	虐待の理由が不明
17	身,心	義父	義子	3	
18	身,心	実母	嫉	3	
19	身,ネ,性	実父母	嫉,不明	5	主な加害者が複数名 虐待の理由が不明
20	身,ネ	実父母	無関心,不明	5	主な加害者が複数名 虐待の理由が不明
21	身,ネ	実母,兄	精神	5	主な加害者が複数名・児童
22	心	実父	精神	2	
23	身,ネ,心	実母	精神	4	
24	身,心	実母,実母の交際相手	不明	5	主な加害者が複数名 虐待の理由が不明
25	身,心	実父	不明	5	虐待の理由が不明
26	身,心	実父	嫉	3	
27	身,心	実父	不明	5	虐待の理由が不明
28	身,ネ	実父,義母	義子	5	主な加害者が複数名
29	貧困	不在	貧困	1	
30	身,性,心	従姉	不明	5	主な加害者が児童 虐待の理由が不明

4-2. 度数5のケーススタディ

虐待定着度の度数が5となった当事者から2名をピックアップし、ヒアリング担当者および本事業担当者によるケーススタディを行った。

4-2-1. No.25

4-2-1-1. No.25のインタビュー内容

① 当事者の概要

- ・男性。ヒアリング実施時の年齢は37歳。
- ・虐待の期間は、0歳から15歳（中学三年生）まで。
- ・加害者は、実父。内容は、当事者本人への身体的虐待、および実母への面前DV。
- ・現在の職業は福祉系施設の職員

② 家族構成

- ・本人が15歳の時、実父33歳、実母33歳、妹11歳、弟5歳、弟0歳。多子（三人以上）に該当する。
- ・父親は暴力団関係の仕事。母親は接客サービス業と複数のパート仕事。
- ・両親は本人が15歳の時に完全に離婚し、縁を切った。それまで3回、離婚と復縁を繰り返していた。
- ・度々、逃げたり、離婚して引っ越したりするので、18歳までに合計10回以上転居していた。小学校は1年以上、同じ学校に在籍したことがない。

③ 経済的状況

- ・実父が家にお金を入れることはほとんど無かったため、実母が主に接客サービス業の仕事をして家計を支えていた。時には昼間の仕事をかけもちしていたこともある。
- ・経済的にも困窮していたため、それまで住んでいたアパートの家賃が払えずに転居したことがあった。

④ 障害・疾病の有無

- ・上の弟には知的障がいがあった。

・実母は、当事者本人が小学四年生（11歳）の時にうつ病と診断された。また、4回目の離婚後以降、父からの連絡が度々あったため、パニック障がいを発症した。

⑤ 時系列の詳細

0歳～ 2歳	● 虐待被害の状況 ・ 父から、物を投げられる、殴られる。蹴られるは日常茶飯事。 ・ 2歳の時に、父に団地の階段から突き落とされて、頭蓋骨骨折。「今夜が山場」と言われるほど生死をさまよった。 ・ 母も父からずっと殴られていた。 ● 加害者の状況（養育状況／仕事／疾病・障害） ・ 両親とも九州地方の離島出身。高校の同級生だった時に母の妊娠が発覚し、結婚・出産を認めてもらえなかったため、親戚を頼って中部地方へかけおち。 ・ 父は当初、布団屋に勤めたが、バックに暴力団がついている店で、すぐに暴力団にスカウトされて入団。 ・ おそらく父自身も暴力団で理不尽な目にいろいろ合ってきており、最初は夫婦仲のいい両親だったが、母は父に殴られるようになった。
2歳～ 6歳	● 虐待被害の状況 ・ 父から、物を投げられる、殴られる。蹴られるは日常茶飯事。缶詰を投げられて、頭が血だらけになったこともある。 ・ 母も父からずっと殴られていた ・ 父は不在、母も仕事で忙しいので、妹の世話はほとんど本人がやっていた。 ● 加害者の状況（養育状況／仕事／疾病・障害）

	- 中部地方での父の生活が立ち行かなくなり、なじみのある九州地方に一家で転居。 - 父は暴力団関係の仕事をしており、仕事で家に帰ってこなかったり、海外に行ったりしていたこともあったが、外に他につきあっている女性がいて、そこに出入りしているために、家に帰ってこないことも多く、家には時々帰ってくる程度だった。 - 父が家にお金を入れることはほとんどなかったため、母が主に接客サービス業の仕事をして家計を支えていた。時には昼間の仕事をかけもちしていたこともある。そのため、妹と2人だけで夜、留守番していたこともあった。 ● 被害者の心理的状況 - 記憶では父は「ただの暴力をふるう人」という印象。母を殴っている記憶が強い。 - 保育園の父親参観の時に、父も母も来てくれず、先生から気を遣われたのがすごく嫌だった。
小学1年(7歳)～ 4年(11歳)	● 虐待被害の状況 - 父からの暴力が一番ひどかった時期。 - 小3の時に、突然父から言いがかりをつけられ、土砂降りの雨が降る夜に、車のトランクに詰められて、山の中に連れていかれ、そのまま一晩置き去りにされた。翌朝、父が迎えに来たが、無言でトランクに詰められ家に帰った。一晩中置き去りにされたのは、この1回きりだが、山の中に置き去りにされたことは他にも数回ある。家の中や車のトランクに閉じ込められることも度々あった。 - 母は精神的に追い詰められており、必死で仕

	事をしていたが、被害者が小学4年の時に母子で家を出て逃げた時には、うつ病の診断で仕事をやめ、生活保護受給して母子寮に入寮した（父が復縁を迫ってきたため数ヶ月で退寮して復縁）。 ● 加害者の状況（養育状況／仕事／疾病・障害） ● 夫婦喧嘩が頻回で、それがもとで父が母に暴力をふるうことも多かった。 ● 籍を抜かないまま、母が子どもを連れて逃げることはたくさんあった。転居は母が限界を感じて逃げるタイミングによるので、まったく予告なく引っ越すことが多かった。 ● 経済的にも困窮していたため、それまで住んでいたアパートの家賃が払えずに転居したこともある。 ● 別居や離婚をしても、しばらくすると母が「父も悪い人じゃない」と言い出し、父から復縁をせまる連絡が来て、元に戻るの繰り返しだった。復縁した当初は夫婦仲もよく、子どもに暴力も振るわないし、家にお金を入れることもあったようだが、いつも長続きはしなかった。 ● 被害者の心理的状況 ● 母はとても頑張ってくれていることが子ども心にわかっていたので、母から「大丈夫？」と聞かれても「大丈夫」と答えていた。 ● 父がいない生活をうまく回していくために自分の役割を果たそうという思いが強く、妹の世話をしたりすることは当然と思っていた。 ● 母が殴られるのが嫌で、物言いたげに夫婦喧嘩の場をうろうろして父の関心を自分に引き寄せて殴られることもしていた。
--	---

	● 妹がみじめに思わないように、妹が楽しく過ごせるようにという思いが、自分の大きな支えになっていた。 ● 妹には手を出されないように、自分が暴力を振るわれるときも妹が見えないところでされるように気遣っていたので、妹は手を上げられたことはないし、本人が暴力を振るわれていたこともほとんど知らない。 ● 支援の人材・内容 ● 行政：母子で逃げてきたときに市役所に相談に行き、生活保護申請して、母子寮に入寮。母子寮の職員がお兄ちゃん的存在として、一緒にキャッチボールをしてくれたり、退寮時に心配して号泣してくれた。 ● 小学校：先生からは心配され「何かあったら相談して」とか無条件で「お前えらいね」とか言われていた。スーツの人が学校に面談に来て、話をしたことも何度かあるので、児童相談所などへの通告も学校がしていたのだと思う。 ● 本人は先生も面談に来た人も、どうせ何もできないだろうと下に見ていたので、「困っていない」と答えていたので、それ以上の支援にはつながらなかった。
小学5年(12歳)～ 中学3年 (15歳)	● 虐待被害の状況 ● 父からの暴力は、たまにかつとなって物が飛んでくる程度になっていた。 ● 夫婦関係が破綻していき、父が不在の時間が増えていった。 ● 経済的に一番困窮していた時期。給食以外に食事がとれないくらいの状況。母から月半ば

	に今月はあと 500 円しかないと言われたこともある。 ● 中 1 の時に、叔父（父の弟）に家の状況を相談して、叔父の経営する建設会社で働かせてほしいと頼んだところ、手伝いという形で 1 日手伝うと 5,000 円の小遣いをくれたので、週 2、3 回手伝って、家計の足しにしていた（高校からは正式にアルバイトとして雇ってもらっていた）。 ● 食事がまったく足りていなかったのも、目に見えてガリガリの体型だった。 ● 被害者の心理的状况 ● まわりの大人から「よく頑張ったね」「かわいそう」「大変だね」などと言われるのが嫌だった。かわいそうと思われたくないから頑張っているのに、自分の頑張りは大したことないのかと思ったりした。今思うと、結構無理をしていて強がっていたから、そこをつつかれることに嫌悪感を抱いたのだと思う。 ● 同級生がすごく年下に感じた。家族と食事に行くのが面倒などと話しているのを聞いて、なんて贅沢な悩みなんだと心の中で思っていた。 ● 支援の人材・内容 ● 「地域」：近所の神社の宮司が小学校に講演に来てくれ、話に興味を持ったので会いに行った。自分の身の上話をしたら、初めて「だから何だ」というふう到大袈裟に捉えない反応してくれたのが、すごく心地よかった。対等に大人と話せたことが嬉しかった。
--	--

	● 「その他」：手伝いをさせてもらっていた叔父の会社で一緒に働いていた大学生がすごくかわいがってくれ、自分の世界が広がった。
高校1年 (16歳)以降	● 虐待被害の状況 ● 中学の終わりころには、父はほとんど家には帰らず、高1で両親が完全に離婚した。 ● 学費の問題があったので、勉強を頑張り高校に特待生で入学した。 ● 上の弟は重度の知的障がいがあったため、父からの暴力はなかった。 ● 下の弟が生まれた後は、父はほとんど家にいなかったため、下の弟は父の存在はほぼ認識できていない。授業参観や運動会は当事者本人が帰省して、保護者代わりに参加していた。 ● 離婚後も父が母に度々連絡をすることで、母がパニック障がいになっていた。 ● 被害者の心理的状况 ● 大学進学とともに中部地方で一人暮らしを始めた。 ● 大学4年の時に母の様子を見かねて、父を訪ね、包丁を突き付ける勢いで母に二度と関わらないでくれと話に行った。自分にとって、初めての反抗だった。それ以降、父は母に連絡してくるのをやめた。

4-2-1-2. No.25 の分析

本事業の関係者（石川・生川・小池）が、インタビュー担当者とのディスカッションを行い、当事者の状況について分析した。

- 当事者本人がどのような希望を持っていたか
 - 本人は、この状況にありながらも、決して悲観的ではなかった。大きな理由として、実父からの虐待がありながらも、実母から愛されていた。小さい妹がいて、世話をしていた。妹たちを守るという役割があって、それを果たすことが支えになっていた。
 - 「父が悪い、誰かになんとかしてほしい」というスタンスではなかった。「自分が逃げよう、もしくは父を追放しよう」という行動も、とっていないかった。
 - 家庭が困窮している中で、知り合いの人に紹介してもらって、手伝いで小遣いをもらって、家計の足しにしていた。自分の力で、どうやって生きていくかを考えていた。
- どのような支援があるべきだったのか
 - 当事者は、インタビューの中で、「今となって考えると、強がりではあった。助けてと言えればよかったかも」と言っていた。周りを信頼して、積極的に助けを求める姿勢なら、虐待からもっと早く抜け出した可能性がある、当事者本人も考えている。
 - しかし、虐待を受けていた当時は、周りの大人や支援者に対して、「どうせ何もできないだろうと下に見ていたので、『困ってない』と答えていた」。「自分がどういう状況に置かれているか、気付いているのに、誰も何もしてくれない」という思いがあった。その状況で、歯を食いしばって頑張る中で、「可哀想って思っただけで欲しくない」という感情が生まれた。
 - この状態は、自分の努力のみが信じられるという点で個人主義的であり、一方で周りの大人や地域・社会への深刻な不信と絶望を抱えているという点でニヒリズム的である。
 - 周りは支援が必要だと思って、支援の方法を探していた。しかし、当事者本人は「困っていない」と言っていたので、支援者は困ってい

た。その中で、「支援の入り口は、支援者側が積極的に介入して、見つけようと思っても、見つけることは難しい」という考え方に至った。

- 当事者本人は現在、一軒家を開放して、不登校や引きこもりの子どもたち、DV 被害者や元受刑者などの居場所づくりに取り組んでいる。自身の経験を通じて、困っている人に対して積極的な介入をするというハイリスクアプローチではなく、「信頼できる人を周りに増やす」というポピュレーションアプローチの重要性を発見したのではないか。
- フラットな立場で話を聞いてくれる大人（本ケースでは、近所の神社の宮司など）がいることが、本人のエンパワーメントに大きく貢献した。

4-2-2. No.30

4-2-2-1. No.30 のインタビュー内容

① 当事者の概要

- ・男性。ヒアリング実施時の年齢は 44 歳。
- ・虐待の期間は、5 歳から 12 歳（小学 6 年生）まで。
- ・加害者は、5 歳から 7 歳まで従姉。内容は、当事者本人への身体的虐待、性的虐待、および母方祖母への面前 DV。
- ・8 歳から 12 歳まで養護施設で暮らし、他の子どもからいじめを受けた。
- ・現在の職業はミュージシャン。

② 家族構成

- ・本人が 7 歳の時、実父 31 歳、実母 26 歳、母方祖母 54 歳、母方祖父 55 歳、従姉 12 歳。父親は本人 5 歳から収監中で、ひとり親家庭に該当する。
- ・父親は暴力団関係者。母親は覚醒剤中毒で、入退院を繰り返していた。
- ・祖母は虐待から守ってくれる存在だった。

③ 経済的状况

- ・母方祖父母の家は貧しく、経済的困窮な状態だった。農家で、土間のある、南部曲がり家。馬小屋が母屋とくっついていて、風呂もトイレも外で、2 枚板がトイレに敷いてあった。井戸水はポンプ式。近隣と比べて、大分遅れていた。

④ 障がい・疾病の有無

- ・実母は覚醒剤中毒や後遺症のため、入退院を繰り返していた。

⑤ 時系列の詳細

5 歳～7 歳	● 虐待被害の状況 ・ 4 歳までマンション暮らし。1 階が父が所属する暴力団の事務所で、家族は 3、4 階に住んでいた。本人は 1 階によく遊びに行っていた。本人が 5 歳の時、実父が刑務所に収監され、母方の祖父母宅に預けられる。祖父母宅には、実母の兄の子供にあたる、5 歳上の従
---------	--

	姉も同居していた。実母の兄も離婚し、子供を預けていた。 • 従姉に虐待された。例えば、バットで殴られたり、河川敷で殴られたり、川に入れと言われたり、立てなくなり体が硬直するぐらいバットで殴られた。また、従姉に裸にされて陰部を触られ、棒で突かれ、「ズボン脱いでそこでおしっこしろ、胸を触れ」と言われた。バットを持って、クワガタを陰部に当てられ、ハサミで陰部を噛まれた。 • 従姉と母の二人に叩かれたこともある。母に「なんで従姉と一緒に自分を叩いたのか」と尋ねると、母は「従姉と一緒に本人を殴ったら従姉が収まると思った」と本人に答えた。 • 祖父母が本人をかわいがっていた。祖母は本人を守るために従姉に片耳を叩かれて、耳が聞こえなくなった。 • 7歳のとき、児童相談所から戻った従姉に殺されかけた。本人の寝起きに従姉が「(本人の名前)、殺してやる」と言って、包丁を返しなさいという祖母の声も聞こえて、従姉と祖母がもみ合いになっているようだった。窓から飛び出して雪の中を200メートルぐらい走って逃げた。逃げた時の格好は、パジャマで裸足だった。近所の人に助けってもらった。足も凍傷になっていた。児童相談所に本人が送られ、児童養護施設で保護された。 ● 加害者の状況（養育状況／仕事／疾病・障害） • 従姉妹は児童相談所に連れて行かれるが、施設から逃げ出して祖父母宅に戻ってきた。
--	--

	● 母方祖父母は農家。借金を作り、家畜も持っていた。借金取りが怒鳴って取り立てをしていた。 ● 被害者の心理的状況 ● 中学1年位までは 父と一緒に住めたらいいなと思っていた時期があった。 ● 祖母と従姉妹がもみ合いになっていた時は、怖くて覗くことができなかった。これはやばいなと思った。 ● 支援の人材・内容 ● 児童相談所の先生：夜食にお菓子など内緒で買ってくる。身にしみて嬉しかった。
8 歳～ 12 歳	● 虐待被害の状況 ● 小学6年まで養護施設。プロレス技をかけられたり、身体的な暴力を受けた。ある種のいじめかもしれない。他の少年たちが、やりどころない気持ちを当ててきた。 ● 被害者の心理的状況 ● 養護施設は、正座で廊下でずっと座らされたり、トイレのうんこの汲み取り罰があったり、罰が多かった。厳しい職員をうざいなあとは思っていた。 ● 児童養護施設の職員の弾き語りが衝撃的で、「きれいな音のする玩具だ、あの箱がほしい、養護施設を出たらやりたい」と思った。また、日記を矯正的に書かされた。ギターと日記の習慣、誰にも言えない気持ちを、日記には書ける。それで発散していた。 ● 支援の人材・内容 ● 児童養護施設の職員がギターを弾いていた。

	• 当時、強制的に日記を書かされた。日記を書く習慣が、のちにミュージシャンとして歌詞を書くことにつながったと思う。 • 大人になってから、厳しかった職員には愛情があったと気づいた。逆に今では感謝している。たくましくなった。
13 歳～ 15 歳	● 当事者本人の状況 • 施設では、早く実家に戻りたいと言っていた。母方祖父母宅に戻り、学校に行き始めるが、半年程度で登校拒否になる。 • 初体験を済ませた。家出をしていたり綺麗な先輩に遊んでもらったり、完全にグレていた。 • 母親と暮らすために、転校。傷害事件を起こし、鑑別所送致、二回目の審判で教護院（現・児童自立支援施設）行きとなる。その後、教護院での生活。 ● 家族の状況（養育状況／仕事／疾病・障害） • 本人が養護施設から戻ってきた後、従姉はかわいがってくれた。 • 今となっては、彼女は自分と一緒にだったと思う。いじめることでしか表現できなかったのだろうと思う。 • 従姉は交際相手と祖父母宅に住んでいた。彼女らからの虐待はなかった。彼女はいつも悔いていて、本当に悪いことをしたと謝っていた。 • 一回目の審判で母と本人と一緒に住むことが条件となったが、母は隣街のスナックで働いていて、一緒に住んでいなかった。 ● 被害者の心理的状況

	● 中学1年位までは、父と一緒に住めたらいいなあと思っていた時期はあった。 ● その後は、父親のことを半分恨んでいた。
16 歳～ 26 歳	● 当事者本人の状況 ● 教護院の担当者は地元には戻せないとの意見で、本人は強制的に東京へ就職した。 ● 職場を変えながら、コック見習いを始める。また、23 歳くらいまで夜間警備や引越業、オフィスのレイアウトの設置業者などもしていた。 ● ストリートライブを始める。 ● 20 歳前後の時、傷害事件を起こして、故郷に戻った。東京に再び行くわけにはいかないと思って、荷物の整理などしていた。昔の悪い仲間がたまり場として集まってきて、集団で傷害事件を起こした。きっかけはつまらない喧嘩だった。父と母と本人で一緒に住もうとして、ヤクザになることも考えたが、やっぱりだめだと思い、また東京でコックを始める。 ● 23 歳頃はコックとしてお店でチーフを任されていた。ライブもやっていた。オーディションでグランプリを取り、芸能プロダクションと契約。25～6 歳でメジャーデビュー。 ● 母が死んだ時に電報を父の刑務所に送った。 ● 家族の状況 ● 本人が 20 歳前後の時、実父が本人の様子を見に来た。母親が「手がつけられないから、面倒を見て」と連絡したため。実父と実母は東京で一緒に住んでおり、本人と一緒に住も

	うとした。その後、実父が逮捕され、実母は東京から故郷に戻った。 ● 実母は覚せい剤の後遺症があり、入退院を繰り返し、調子が悪かった。比較的落ち着いてるときにも、故郷で住んでいたアパートを何度か火事にしてしまっていた。 ● 23 歳頃には、母の調子が戻っていた。しかし、デビュー10 ヶ月後に母が亡くなる。孤独死。死因は拒食症による衰弱死とされた。 ● 被害者の心理的状况 ● 16 歳頃は、自分も音楽をやりたい、色々やり直したい気持ちもあった一方で、まだ田舎にいたい気持ちもあった。 ● ストリートライブには、似たような境遇の人や、家出したような人が聞きに来てくれていた。少しずつ集まってきて、みんなの居場所になっていく感じがあった。自分の居場所にもなっていると感じ、そこからどんどんのめり込んでいった。 ● 20 歳頃には、自分も暴力団でもいいかと一瞬思ったが、やはりこれじゃだめだと思った。 ● 母が亡くなった時には、「母は自分にあまり迷惑かけないようにと思っていた」と感じた。遺体の損傷がひどかったため、実際の死因は分からないと思った。肉体的な病気にもかかっていた様子。布団の中で、自分で気づかず、亡くなったんじゃないか。死因を特定したかったが、故人を想い、解剖は諦めた。
--	---

4-2-2-2. No.30 の分析

本事業の関係者（石川・生川・小池）が、インタビュー担当者とのディスカッションを行い、当事者の状況について分析した。

- 当事者本人がどのような希望を持っていたか
 - 従姉に対しては、「なんでこんなことをするんだ」と思っていた。しかし、養護施設から出た後は、従姉に謝られて、和解している。
 - 実母や実父に対して、理解してほしい気持ちや、安心してあたりまえの暮らしがしたい、という思いがあった。
 - 「誰かが悪い、誰かになんとかしてほしい」というスタンスではなかった。
 - 祖母が守ってくれている、という気持ちがあった。
- 子どもから子どもへの虐待は、なぜ起こったのか
 - 従姉は、親が離婚して、祖父母宅に預けられていた。詳細は不明だが、当事者本人と似て、不安定な家庭環境だったのではないか。
 - 当事者本人にとっては、実母と祖母は、とても大切な存在だった。祖母は当事者本人を庇ってくれた。実母は当事者本人と一緒に住んでいた。これらは、従姉には無い環境だった。羨望や嫉妬の対象として、十分な理由になる。
- どのような支援があるべきだったのか
 - 従姉が抱えるストレスが、子どもから子どもへの虐待に至った。ここをどのように防止するか、については、加害者側に対するヒアリングや知見の蓄積などが必要。
 - 本ケースの当事者には、保護以降、養護施設の職員に感化されてギターと作詞を始めるなど、直接接した人に影響されて、「この人のようになりたい」と思う気持ちがあった。
 - 虐待が発生する家庭環境には、虐待を許容し、外部介入を妨げる文化的な偏りや認知の歪みがある。本ケースでは、保護された後の当事者本人への支援施策として、多様な文化的・社会的背景を持った人に直接接することが、認知の歪みから脱出し、生きる支えを持つことへの有効な支援に繋がった。

4-2-3. 度数5のケーススタディまとめ

2つのケーススタディから、家庭環境・アプローチ手段・子どもの加害者化について、一般化されうる要素を抽出した。

- 家庭環境

- I. 家庭の中や近所に、加害者から当事者本人を保護してくれる人がいたことは、虐待期間またはそれ以後まで、当事者本人にとっての心の支えになっていた。
- II. 自分より弱い人の世話をするという役割を果たすことが、当事者本人にとっての心の支えになっていた。
- III. 加害者に対して対抗する意思や、家庭を脱出する意思は持っていなかった。

- ハイリスク・アプローチ

- IV. 家庭内の状況は膠着し、支援が必要な状況にも関わらず、家庭外からの積極的介入への期待や、家庭外の人へ相談する意思は、持っていなかった。
- V. 家庭内の状況は膠着し、支援が必要な状況にも関わらず、家庭外からの積極的介入を、実際に拒絶していた。

- ポピュレーション・アプローチ

- VI. 社会の大人や支援者に対して、どうせ何もしてくれない、という不信感があった。
- VII. いわゆる支援者ではない、多様な文化的・社会的背景を持った人や環境にフラットな立場で接することが、本人のエンパワメントや、自分が被虐待の立場にあることを自覚（認知）することに大きく貢献した。

- 子どもの加害者化

- VIII. 暴力団や親の離婚などの「理不尽で、本人にはどうしようもないこと」によるストレスから、(他の) 子どもに対する、「特に理由のない虐待」が生じ、子どもの加害者化に繋がった。

4-3. 全 30 ケースの分析

4-2-3.で挙げられた要素がどの程度一般化できる要素かどうかを検討するため、全ケースの実態を確認した。なお、本インタビューは半構造化インタビューの形式で実施し、全員に同様の質問を行っておらず、ケース毎に得られた情報の内容は異なる。そのため、項目によっては過小評価となっている可能性がある。

4-3-1. 家庭環境

I：家庭の中や近所に、加害者から当事者本人を保護してくれる人がいたことは、虐待期間またはそれ以後まで、当事者本人にとっての心の支えになっていた。

- 「加害者から当事者を保護してくれる人がいた」と話したケースは、下記の 13 名 (43%) だった。
 - No.6：姉
 - No.7：父方・母方の祖父母 ※
 - No.10：父方の祖母 ※
 - No.11：父方の祖母
 - No.13：母方の祖母
 - No.16：継父
 - No.20：姉
 - No.22：実母
 - No.24：児童相談所の職員 ※
 - No.25：実母
 - No.26：母方の祖父母 ※
 - No.28：義母方の祖母
 - No.30：母方の祖父母
- 「虐待期間またはそれ以後、当事者本人にとっての心の支えになった」と話したケースは、そのうち 4 例だった。(上記の※印)
 - 虐待期間以降の状態についてはケースによってインタビューで

得られた情報量が大きく異なるため、過小評価になっている可能性が高い。

II：自分より弱い人の世話をするという役割を果たすことが、当事者本人にとっての心の支えになっていた。

- 「自分より弱い人の世話をしていた」と話したケースは、下記の 7 名(23%)だった。
 - No.3：実母 ※
 - No.4：弟 3 人 ※
 - No.5：妹
 - No.12：実母
 - No.19：弟
 - No.25：妹
 - No.27：実母
- 「虐待期間またはそれ以後、当事者本人にとっての心の支えになった」と話したケースは、そのうち 2 例だった。(上記の※印)
 - 虐待期間以降の状態についてはケースによってインタビューで得られた情報量が大きく異なるため、過小評価になっている可能性が高い。
- 「実母」を挙げた人物が 3 名いたように、世話をする対象は必ずしも年齢が低い人物ではなかった。
 - 実母から身体的虐待・精神的虐待を受けていた No.12 は、世話する対象に「実母」を挙げており、共依存関係であることが推測される。

III：加害者に対して直接的に対抗する意思や、家庭から排除したいという意思は持っていなかった。

- 「加害者に対して直接的に対抗する意思や、家庭から排除したいという意思を持っていた」と話したケースは、下記の 2 名 (7%) だった。
 - No.6

- No.7
- このうち、No.6 は姉からの通報による加害者の逮捕、No.7 は母への暴行による本人の逮捕により虐待状態が解消している。
 - 同様に「逮捕」により虐待状態が解消した No.12 は、父の逮捕時に下記のように感じたと話している。
 - ✓ 警察と児童相談所職員に保護された時は、「もうだめだ、父に知られてしまう」と思った。
 - ✓ 逮捕されたことを聞いて、驚いた。何年も耐えてきたことから解放された気持ちや、父が逮捕され寂しい気もち、怒られる、恨まれるなどを感じたが、父のもとにはもう戻れないと聞き、安心したと同時に、未来への不安もあった。
 - 多くのケースが No.12 と同様に、虐待を自覚しておらず、また自分の動きが加害者に知られることを恐れ、安全な場所に保護されたいと思うと同時に、家族を失いたくないとも感じる、複雑な心理状況にあったと考えられる。

家庭環境に関して抽出した要素の分析を表9に示した。

表 9. 家庭環境の分析

No.	主な加害者	度数	I.当事者を保護した人	内容・影響	II.当事者が世話した人	内容・影響	III.加害者への対抗	内容・影響
1	実母	5	なし		なし		なし	
2	実父	2	なし		なし		なし	
3	実父	2	なし		実母	・母が罵倒されていても、何も言えず、何もできずに自分の部屋に逃げるしかなかった。母のために何もしてあげられないのがつらかった。 ・この経験から、自分の感情は押し殺して感じないようにしたり、自分の意見を言えなくなったりした。	なし	
4	実母、義父	2	なし		弟3人	・継父が1日の食費として1000円を渡してくれて、それで本人が子どもたちの3食分を賄っていた。 ・今の進路は養護施設で働きたい。自分のいた施設のように家庭的なところで、料理をみんなと一緒に作りたい。	なし	
5	実父	4	なし		妹	・妹が怒られることを庇わなければという思いもあった。	なし	
6	実父、実母の交際相手	5	姉	・母と離れることが嫌だったので、我慢しようと姉と約束して過ごしていた。 ・姉が担任（特別学級）に相談し、担任が本人にも言わずに警察に通報。	なし		あり	・本児が、警察に証拠（姉の裸の画像が保存されているSDカード）を警察に伝え、逮捕に至る。 ・母彼氏が逮捕され嬉しかった。そばからいなくなってくれてホッとした。いやな世界から抜け出せると思った。

No.	主な加害者	度数	I.当事者を保護した人	内容・影響	II.当事者が世話した人	内容・影響	III.加害者への対抗	内容・影響
7	実父母	5	父方・母方の祖父母	・門限（17時）を過ぎると施錠されており家に入れなかった。どこかふらふらしたり、母方祖母宅に行ったりしていた。祖母が母に電話して鍵を開けてもらったり、本児がピンポンして叫び続けると、入れたりしてくれた。 ・本人逮捕後は、父方祖父がよく手紙をくれていた。母が反省している様子など事細かに書かれていた。 ・祖父からの手紙を読むことで、反省し始めた。	なし		あり	・（母に対して）友達に連絡しないといけないのに、今後きまづくなるという思いもあり、「死ね」「殺す」とずっと思っていた。母への怒りから部屋の壁を壊したり、机をはさみで傷をつけたりしていた。 ・（父に対して）会わないようにしていた。思春期だったこともあり、気持ち悪いとも思っていた。 ・毎週テストがある月曜の授業が大嫌いだだった。前日の日曜の夜に、母からの暴言があり、翌日の月曜日の朝方、リビングのソファで寝ている母を本児が包丁で襲う。自ら交番まで行って拘留された。
8	実父母	3	なし		なし		なし	・面前 DV のため、本人への直接的な加害はなし
9	義父母	3	なし		なし		なし	・本人「とにかく家から早く出たい。怖い特別養子縁組って何だろう？お金なんて良かったから施設でよかったやん」

No.	主な 加害者	度 数	I.当事者を 保護した人	内容・影響	II.当事者が 世話した人	内容・影響	III.加害者 への対抗	内容・影響
10	実父	3	父方の 祖母	・祖母が父の愚痴を毎日のように聞いてくれた。「なんとかしてあげたいけど…」と心配はしてくれていた。祖父母が父を諫めてくれることはあったが、父が威圧的な態度で大声で怒鳴り散らして黙らせるので、どうにもならなかった。 ・毎日のように祖母に愚痴を聞いてもらっていた。しかし、ある日、祖母から「でも自分で行動しないと何も変わらないよ」と言われ、家出した。 ・今まで祖母だけが理解者だと思っていたのに、祖母も自分の気持ちはわかっていなかったんだと思った。 ・祖母から連絡を受けた中学校の先生が見つけて保護してくれた。学校から児童相談所に通告、学校で児童相談所職員と面談して、そのまま一時保護となった。 ・施設入所後は、月 1 回の祖父母との面会と外出が支えだった。 ・祖父母とは今も近くに住んでおり、行き来あり。	なし		なし	
11	実父	5	父方の 祖母	・祖母は DV について知っていたが、息子への想いもあり「信じられない」「平和に解決してほしい」と言う感じで何も言わなかった。一時、「警察に言わないといけない」との話になったが本児が止めた。 ・怒られて学校へ行かせてもらえず家にいて祖母が来ていて悩み相談をしていた日に警察と児童相談所職員が突然家に来て「保護します」とのことで警察署へ行くことになった。警察署にはいかないと抵抗をしたが、警察署へ行くことになった。聞き取りが行われたが黙っていた。	なし		なし	・警察と児童相談所職員に保護された時は、「もうだめだ、父に知られてしまう」と思った。 ・逮捕されたことを聞いて、驚いた。何年も耐えてきたことから解放された気持ちや、父が逮捕され寂しい気もち、怒られる、恨まれるなどを感じたが、父のもとにはもう戻れないと聞き、安心したと同時に、未来への不安もあった。

No.	主な加害者	度数	I.当事者を保護した人	内容・影響	II.当事者が世話した人	内容・影響	III.加害者への対抗	内容・影響
12	実母	3	なし		実母	・強かった母が、どんどん弱っていく姿が受け入れられず、その気持ちが反抗期の怒りとして出た。(母の体が動かずに布団に糞尿等がついて怒り、けんかになったり) ・児童相談所に相談しようと思い(措置される、今の生活環境から引き離されるとまでの考えはなし)母に児童相談所に行こうと提案。第3者に入ってもらい助けてもらいたかったが、家に帰れずに一時保護所へ行くと聞かされ、学校に行けなくなるのが嫌だった(学校が楽しかった)。	なし	・さすがに母は自分のことを捨てないだろうと思い、家に帰れると思っていたが施設に措置されることになり、新しい生活への不安が大きかった。 ・入所以降は、家に帰れるとは思っていなかった。会う時は、お金をくれたり、ごはんをたべさせてくれるという想いで会っていた。
13	実父母	4	母方の祖母	・塾や祖母の家が逃げ場所だった。夏休みに祖父母宅に一ヶ月いて実家に帰宅すると、溝にランドセルなどが落ちていた。	なし		なし	
14	実父母	2	なし		なし		なし	・面前 DV のため、本人への直接的な加害はなし
15	実父	4	なし	・家にいたくないので高熱で登校した。高熱のことを誰にも「助けて」と言えず、泣いていて先生に気づかれた。	なし		なし	・授業参観に父が来るのが嫌だったが、父を嫌いではなかった。 ・本人、父を「死ね」「なんで(病気から)助かるんだろう」と思っていた。 ・短大卒業後(就職時)母を殴っている父に包丁を突きつけて「お酒をやめないと殺すぞ」と言った。
16	実母	5	継父	・継父は、母が暴力をふるう場面を目撃しており、父から本児に「それはおかしい」と言っていた。 ・継父はよく本児と遊んでくれたこともあり、本児は父を慕っていた為、父と一緒に家を出る(妹と母は家に残る) ・入所後は継父からの連絡が途絶えた。継父に対してどうでも良いという気持ちに変わっていった。	なし		なし	

No.	主な加害者	度数	I.当事者を保護した人	内容・影響	II.当事者が世話した人	内容・影響	III.加害者への対抗	内容・影響
17	義父	3	なし	・母は近くにいても、その場から離れてしまう。父からの暴力が終わった後に戻ってきても「あなたが悪いことをするからだよ」と言われていた。年に1回くらい「このままだと警察くるよ」と言ってくれることがあったが、それが原因で夫婦喧嘩に発展するので、本人は自分のせいで喧嘩になってしまったと感じていた。	なし		なし	・友人から虐待だと言われたときには「これがそうなの？」と思った。授業で虐待に関する講演なども聞いていたが、自分がされていることが虐待だという認識がまったくなかった。
18	実母	3	なし		なし		なし	
19	実父母	5	なし		弟	・弟②が小学生の時に、家に置いてあった父の給料を勝手に持ち出して友達と使ってしまった時に、父が弟が吹っ飛ぶくらいの勢いで殴ったことがあった。母は不在だったので、本人が必死に止めた。翌日になっても、お尻などをめちゃくちゃに叩くので、本人が割って入って「叩くなら私を叩け」と言ったら、父は家を出ていった。	なし	
20	実父母	5	姉	・母は仕事でほとんど家におらず、一番上の姉が兄と本人の世話をしていた。 ・掃除・洗濯・炊事などの家事もすべて姉が行い、兄と本人の保育園の送迎も姉が行っていた。 ・上の姉はほとんど学校に行っていない。	なし		なし	
21	実母,兄	5	なし		なし		なし	
22	実父	2	実母	・実母へのインタビューのため詳細は割愛	なし		なし	
23	実母	4	なし		なし		なし	

No.	主な加害者	度数	I.当事者を保護した人	内容・影響	II.当事者が世話した人	内容・影響	III.加害者への対抗	内容・影響
24	実母, 実母の 交際 相手	5	児童相談 所の職員	・生後6ヶ月以内に乳児院に入所。その後、小学校卒業まで児童養護施設に入所していた。 ・小学4年時まで、本人は母の存在を知らされていなかった。家庭に外出・外泊ができなため、担当職員が自宅で外出・外泊をさせてくれ、家庭を味わせてもらっていた。 ・中学1年4月に家庭復帰。7月に、ある週末に昼食代として渡されたお金をもって家出。大阪市内の自宅から兵庫県の元施設担当職員の家まで行き、助けを求めた。 ・施設入所後、元職員の弟が18歳まで週末里親になってくれ、土日やお盆、年末年始に外泊させてくれた。本人が施設退所した後は、生活費を援助してくれた。高校卒業後も専門学校に行くための経済的援助をしてくれ、18歳以降も現在に至るまで関係が続いている。 ・元施設担当職員やその弟、小学6年の担任などが家族ぐるみで支えてくれたことや、小学校時代のサッカーチームや中学校の部活や応援団など、大きくあったかい集団の中で自分らしくあれる環境があったのが、自分が変わったきっかけだと思う。	なし		なし	・「逃げてやろう」とずっと思っていた。

No.	主な加害者	度数	I.当事者を保護した人	内容・影響	II.当事者が世話した人	内容・影響	III.加害者への対抗	内容・影響
25	実父	5	実母	・大変な生活だったが、母は自分のことを愛してくれている実感はあったので、それが支えになった。 ・自分のことだけ考えていたらマイナスの方向に行ってしまったと思うが、妹や母のことを考えることで逆にやってこれた。妹や母が喜んでくれることで自分にもリターンがある。この思いが自分の居場所を作ったと思う。 ・母が殴られるのが嫌で、物言いたげに夫婦喧嘩の場をうろうろして父の関心を自分に引き寄せて殴られることもしていた。	妹	・父は不在、母も仕事で忙しいので、妹の世話はほとんど本人がやっていた。父がいない生活をうまく回していくために自分の役割を果たそうという思いが強く、妹の世話をしたりすることは当然と思っていた。 ・妹がみじめに思わないように、妹が楽しく過ごせるようにという思いが、自分の大きな支えになっていた。 ・妹には手を出されないように、自分が暴力を振るわれるときも妹が見えないところでされるように気遣っていたので、妹は手を上げられたことはないし、本人が暴力を振るわれていたこともほとんど知らない。	なし	・大学4年の時に母の様子を見かねて、父を訪ね、包丁を突き付ける勢いで母に二度と関わらないでくれと話に行った。自分にとって、初めての反抗だった。それ以降、父は母に連絡してくるのをやめた。
26	実父	3	母方の祖父母	・母方祖父母が電車で2駅離れたところに住んでおり、母も子どもも父からの暴力について話すことができていた。祖母は父に直接「叩いても一つもいいことないよ」とか「話せばわかるよ」などとやんわり諫めてくれたり、子どもたちに対しては「怖かったね」と寄りそってくれた。祖父は言葉にはしないが、代わりに動物園に連れてってくれるなど、行動で示してくれた。祖父母がいたから、ぐれずに成長できた。 ・自分にとっての母方祖父母のように、誰か一人でもいいから安全地帯になってくれる人がいると、みんな変われる。父にとっても、幼少期に受けられなかった実母(父方祖母)からの愛情を母方祖母から受けて変わっていったと思う。まずは家族がそういう存在であれたらいいし、家族の中で得られなくても、他のいろんな場所でそういう存在に出会えると思う。	なし		なし	・家族のことは大好きな父だったが、愛情のかけ方がわからなかったのだと思う。 ・叩いた後は罪悪感を感じて謝っていた。 ・理由なく叩くことはなかったが、仕事でフラストレーションがたまった時や、母から返ってきた言葉にカッとなって叩くことはたまにあった。 ・父を怒らせると叩かれるので、怒らせないように顔色を窺っていた。 ・子どもたちも成長するにつれ、父に対して「それはおかしい」とか「それは怒りではなく悲しいほうなんじゃないの？」など、言葉で父と話し合えるようになっていった。

No.	主な加害者	度数	I.当事者を保護した人	内容・影響	II.当事者が世話した人	内容・影響	III.加害者への対抗	内容・影響
27	実父	5	なし	・「誰も守ってくれない。この家にいて良いのかな」という思いがあった。	実母	・家族に笑ってほしいと思い、マッサージをしたり笑わせたり、母を守らないと思っていた。 ・自分が存在することで家族を不幸にしていると感じていた。希死念慮あり。(自分が死ぬと母が今以上にやられてしまうと思っていた) ・母の、言われっぱなし、やられっぱなしの姿勢への悲しさが怒りに変わった。母が笑顔になってくれないと自分がつらいのに、それに気が付かないのが嫌だった。	なし	
28	実父,義母	5	義母方の祖母	・同居の義祖母が優しく、最初は義母の暴力も止めてくれていた。しかし、義母は6人兄弟の5番目としてほったらかされて育ってきたという思いもあり、義祖母の言うことは聞かず、止めることはできなかった。 でも、食事を抜かれたときにこっそりおにぎりを作ってくれるなど、なにかと陰で優しくしてくれた。	なし		なし	・義母だけから虐待されていたら、周りの大人に言ったかもしれないが、父からもされると、父が逮捕されるかもしれないと思って言えなかった。優しくった時の父のことを思うと「何やってん」「どないしてん」という気持ちだった。 ・自分たちを置いて出ていった母を恨んだり、全ての大人に対して二度と信じないと思ったり、「お前ら、いつか見とけよ」という恨みの気持ちで自分を奮い立たせて何とかやっていた。
29	不在(貧困)	1	なし	・父は仕事のことを答えがらなかった。怠惰な性格。母は父の退職と転職を嫌がっていたがずるずると一緒にいた印象。父母の関係は良好だが共依存関係だった。 ・家族の仲が良く、距離感がすごく近かった。その距離感に気持ち悪さを感じていた。	なし		なし	
30	従姉	5	母方の祖父母	・祖父母が本人をかわいがっていた。祖母は本人を守るために従兄弟に片耳を叩かれて聞こえなくなった。	なし		なし	・本人が養護施設から戻ってきた後、従姉はかわいがってくれた。(今となっては、彼女は自分と一緒にだったと思う。いじめることでしか表現できなかったのだろうと思う。)

4-3-2. ハイリスク・アプローチ

IV. 家庭内の状況は膠着し、支援が必要な状況にも関わらず、家庭外からの積極的介入への期待や、家庭外の人へ相談する意思は、持っていなかった。

- 「家庭外の人へ相談する意思を持っていなかった」と話したケースは、下記の 16 名 (53%) だった。
 - No.1
 - No.2
 - No.3
 - No.4
 - No.5
 - No.7
 - No.9
 - No.10
 - No.11
 - No.15
 - No.16
 - No.17
 - No.23
 - No.25
 - No.27
 - No.28
- 理由としては、「自分の家庭が普通だと思っていた」9 名 (30%)、「誰も助けてくれないと思っていた」3 名 (10%)、「親に知られたくない」2 名 (7%)、「世間に知られたくない」1 名 (3%)、「親が逮捕されてしまうかもしれない」1 名 (3%)、不明が 1 名 (3%) であった。
- また、「相談する意思はあり、実際に相談したが、誰に相談しても期待に答えてくれなかった」というケースが 1 名 (3%) いた。(No.24)

V. 家庭内の状況は膠着し、支援が必要な状況にも関わらず、家庭外からの積極的介入を拒絶していた。

- 「家庭外からの積極的介入を拒絶した」と話したケースは、下記の 6 名(20%) だった。
 - No.1 (本人)
 - No.11 (本人)
 - No.15 (実母)
 - No.17 (本人)
 - No.19 (本人)
 - No.25 (本人)
- 理由としては、「親からの報復を避けるため」が 3 名 (10%)、「どうせ何もできないだろうと思った」が 1 名 (3%)、「親がかわいそうだと思って言えなかった」が 1 名 (3%)、不明が 1 名で (3%) あった。
 - 親と一緒にいたので正直に答えられなかった、というケースが 2 名 (7%) でいた。(No.17, No.19)
- また、「加害者自身が家庭外からの積極的介入を拒絶した」ケースが 1 名 (3%) いた。(No.28)

ハイリスク・アプローチに関して抽出した要素の分析を表 10 に示した。

表 10. ハイリスク・アプローチの分析

No.	主な加害者	度数	IV. 積極的介入への期待	内容・理由	V. 支援の拒絶	内容・理由
1	実母	5	なし	・叩かれるのが当たり前だったので、誰かに相談しようと思ったことはない。	あり	・小2の担任がプールの授業の時に、背中にあざがあるのを見つけて、どうしたのか聞いてきた。最初は知らないと答えたが、母に叩かれているのか聞かれたので、何で知っているのと答えてしまった。担任はそのことを連絡帳に書いた。以後も時々、保健室であざの有無をチェックされ、あざがあると連絡帳に書かれた。担任が怖かったからか、その1年だけ、家で昼と夜の食事が自室に運ばれてきた（他の家族は皆一緒に食べていた）。 ・小2の担任が連絡帳に虐待のことを書いてくれるのは嫌だった。それでまた叩かれるから。食事が出されるようになったとしても、叩かれることの方が嫌だった。
2	実父	2	なし	・本人「家庭のことを相談しようとは思わなかった。」	なし	
3	実父	2	なし	・学校は楽しかったので、子ども時代に悩んだ記憶はなく、自分はしあわせだと思って生きてきた。	なし	
4	実母、義父	2	なし	・母には当時問題を感じなかった。	なし	
5	実父	4	なし	・自分の家庭は普通だと思っていた。	なし	・妹が「転んだから休ませてほしい」という理由で保健室をよく利用していた。保健室の先生が痣を発見し、妹に聞くが、最初ごまかしていたが、何度か聞かれ「父から殴られた」と伝える。 ・その日、担任・校長が本児の教室を訪れ、「妹から聞いたことは事実か？」と聞かれ「それがうちの日常」だということを伝えた。当日夕方一時保護所へ保護される。
6	実父, 実母の	5	あり	・母彼氏が逮捕され嬉しかった。そばからいなくなってくれてホッとした。いやな世界から抜け出せると思った。	なし	
7	実父母	5	なし	・(母から暴力等があったとき) 感情は感じなかった。泣いていた。これが普通だと思っていたので友達には話していなかった。 ・兄に自殺をほのめかす母の姿を泣きながら見て、誰かに家の状況を話したことを母が知ったら大変なことになると感じ、だれにも話さなかった。 ・家のことはだれにも話さなかった。	なし	
8	実父母	3	不明		なし	

No.	主な 加害者	度 数	IV.積極的介 入への期待	内容・理由	V.支 援 の拒絶	内容・理由
9	義父母	3	なし	・本人「とにかく家から早く出たい。怖い特別養子縁組って何だろう？お金なんて良かったから施設でよかったやん」 ・本人「恥ずかしいと思っていたから言っていなかった。変な親だと思っていたので、世間に変な親の子、どう思われるのかと思うと恥ずかしかった。」	なし	
10	実父	3	なし	・小学校低学年の頃は、これがうちの普通と思っていたので、誰かに相談しようという発想もなかった。友達にも話さなかった。	なし	・家出して、祖母から連絡を受けた中学校の先生が見つけて保護してくれた。学校から児童相談所に通告、学校で児童相談所職員と面談して、そのまま一時保護となった。
11	実父	5	なし	・この生活から抜け出せない、逃げ出すことなんてできない、とあきらめていた。警察もだれも助けてくれない、逮捕されても出所したら殺しに来る、もう助からないんだろうと思っていた。発展途上国などの生きたくても生きられない子と比べれば、自分は生きているからその子の方まで全力で生きようと自分にがんばって言い聞かせていた。死のうとも思ったが、そう言い聞かせて死のうと思うことは辞めた。	あり	・友人は体の傷に気が付き、「先生に言おうか？」と声をかけられたが、先生に伝わると親に伝わり虐待が悪化すると考え、先生に言わないように必死に止めた。 ・担任は虐待があったことを発見するが、親に伝えることを恐れ、本児が土下座をして言わないでと頼み込んだため、特に動きはなし。 ・虐待について、祖母は状況を知っていたが、息子への想いもあり「信じられない」「平和に解決してほしい」と言う感じで何も言わない。祖父はそもそも何にも無関心。 ・養護教諭に心を許して、スタンガンで撃たれた傷痕（やけどのように爛れ、膿む）を治したいと伝え、自分では傷つけられない場所に傷があったことなどから養護教諭がおかしいと思い「見て見ぬふりはできない」と言われたが父に連絡いく恐怖から誰にも言わないでほしいとお願いしていたが、本人の希望は聞き入れず養護教諭が警察に連絡した。
12	実母	3	あり	・児童相談所に相談しようと思い（措置されたり今の生活環境から引き離されるとまでの考えはなし）母に児童相談所に行こうと提案。第3者に入ってもらい助けてもらいたかったが、家に帰れずに一時保護所へ行くこと聞かされ、学校に行けなくなるのが嫌だった（学校が楽しかった）。	なし	
13	実父母	4	あり	・祖母(母の継母)、担任の先生、彼氏家族、塾など、本人を気にかけてくれる大人、本人を気にかけてくる恋人、本人が逃げることができる居場所がいくつもあった。 ・小学校の先生の中には、異変に気づく人もいた。中学校の担任は、胃の調子を気にして、背中を毎日さすってくれた。	なし	

No.	主な 加害者	度 数	IV.積極的介 入への期待	内容・理由	V.支 援 の拒絶	内容・理由
14	実父母	2	あり	・アメリカンフットボール部に所属。中学時代の友人に父の愚痴を話した。一方で、母のことは誰にも相談しなかった。	なし	
15	実父	4	なし	・家にいたくないので高熱で登校した。高熱のことを誰にも「助けて」と言えず、泣いていて先生に気づかれた。	なし	・近所の人が見に来たが、母が大丈夫ですと伝えた。
16	実母	5	なし	・これが普通だと思っていたし、自分が悪いと思っていた。	なし	
17	義父	3	なし	・自分が悪いことをするから怒られたり殴られたり蹴られたりされるのかなと思っていた。 ・外の人に、「家で怒られた」とかは話せるけど、手を上げられていることは話せなかった。父が悪いと思われなくなかった。	あり	・小学1～2年の頃、家出をして、路上で手作りのビーズアクセサリを売って夕飯代を稼いだことがある。夕飯を食べて、知らない人の家に泊めてもらうと思って、インターホンを押したが、そこですぐに警察に保護されてしまった。警察では、父が迎えに来てから事情を尋ねられたので本当のことが話せず、家に帰るしかなかった。 ・中3の時、学校から児童相談所に通告された。児相職員と面談後に、自宅に戻るか戻らないか30分で決めるように言われたが、いろいろ話したことで今までのつらさを実感できて、帰らないことを決めた。
18	実母	3	不明		なし	
19	実父母	5	あり	・同じ住宅内には、自分の家よりもさらに大変な生活をしている友達もいたので、自分の家は普通だと思っていた。 ・担任や養護教諭はすごく心配してくれた。 ・ホテルで働いている近所の人が、ホテルの残り物を届けてくれた。 ・家で子どもだけで泣いていると、隣の人が家に呼んでくれた。 ・担任、養護教諭、教科担任などが、よく心配して話を聞いてくれた。 ・高3の時にスクールカウンセラーと1度面談した。 ・塾の先生が心配して「何か悩んでいることある？」と聞いてくれた。話せはしなかったが、聞いてくれたことが嬉しかった。	あり	・病院では異常がないため、原因はストレスと言われ、何か思い当たることがあるか聞かれたが、母と一緒にいたので「何もないです」と答えるしかなかった。母がかわいそうだと思って言えなかった。
20	実父母	5	不明	・虐待期間は本人0歳～2歳。 ・母は親戚とは縁が切れており、友人もいないため、助けてくれる人はおらず孤立していた。	なし	

No.	主な 加害者	度 数	IV.積極的介 入への期待	内容・理由	V.支 援 の拒絶	内容・理由
21	実母,兄	5	あり	・父の家に家庭復帰してから、小学校就学までは、家族以外の人との関わりはなかった。 ・学校の先生が家に来て、「おなかすいているでしょう」と学校へ連れていくこともあった。先生に伝えてはいなかったが、生活状況は把握していたと思う。 ・食事がとれず、万引きしながら食事を確保していた。店員さんに声を掛けられ、警察へ行くことになる。「兄に殴られる」と泣き叫んだことから児童相談所へ行くことになる。	なし	
22	実父	2	不明	・虐待期間は子ども 0 歳～2 歳。	なし	
23	実母	4	なし	・困った時に相談したいと思う相手は誰もいなかった。 ・三つめの小学校はすごく暖かかった。友達も普通に仲良くしてくれたし、担任から卒業時にもらった手紙には「強く生きてね」と書いてあった。居場所としてはよかった。 ・どこに行ったら助けてくれるのか全然わからなかった。子どもも親も大変だった。	なし	
24	実母,実母の交際相手	5	あり	・元々いた児童養護施設で、兄への虐待のことは話したし、兄も常にこぶや擦り傷があったので、施設職員も家庭内で虐待が行われていることはわかっていた。しかし、当時は家庭復帰を推進する時代だったので、半ば強制的に外泊させられていた。 ・以前のように担当職員宅に外泊したいと言っても「なに言ってんだ」と言われるだけだった。 ・大人は信用できないという気持ちと、そういう行動をしている自分への自己嫌悪で路頭に迷っていた。 ・小学 6 年の女性担任が、本人の話をいろいろ聞いてくれたり、担任の家族も一緒に本人を映画に連れて行ってくれたりした。 ・家に帰りたくないの、友人宅に入り浸っていた。 ・学校に相談しても「家に帰りなさい」と言われるだけだった。	なし	

No.	主な 加害者	度 数	IV.積極的介 入への期待	内容・理由	V.支 援 の拒絶	内容・理由
25	実父	5	なし	・先生からは心配され「何かあったら相談して」とか無条件で「お前えらいね」とか言われていた。 ・スーツの人が学校に面談に来て、話をしたことも何度かあるので、児童相談所などへの通告も学校がしていたのだと思う。 ・まわりの大人から「よく頑張ったね」「かわいそう」「大変だね」などと言われるのが嫌だった。かわいそうと思われたくないから頑張っているのに、自分の頑張りは大したことないのかと思ったりした。今思うと、結構無理をしていて強がっていたから、そこをつつかれることに嫌悪感を抱いたのだと思う。	あり	・本人は先生も面談に来た人も、どうせ何もできないだろうと下に見ていたので、「困ってない」と答えていたので、それ以上の支援にはつながらなかった。
26	実父	3	不明	・【本人の思い】自分にとっての母方祖父母のように、誰か一人でもいいから安全地帯になってくれる人がいると、みんな変わる。父にとっても、幼少期に受けられなかった実母（父方祖母）からの愛情を母方祖母から受けて変わっていったと思う。まずは家族がそういう存在であれたらいいし、家族の中で得られなくても、他のいろんな場所でそういう存在に出会えるといいと思う。	なし	
27	実父	5	なし	・学校でいじめられていると家族が知ったらより怒られると思い、言えなかった。家でも学校でも居場所がない。家での出来事は誰にも話していない。いじめられているよりも、いじめられていることがばれることが怖かったので、ただただ学校へ通っていた。 ・自分がダメ、自分が悪い。と思ってから誰にも相談しなかった、しようとも思わなかった。先生も見えて見ぬふりなので、先生も親と同じように自分を評価しているのだと感じていた。 ・先生はいじめに気が付いていたけど何も関わらなかった。	なし	
28	実父,義 母	5	なし	・義母だけから虐待されていたら、周りの大人に言ったかもしれないが、父からもされると、父が逮捕されるかもしれないと思って言えなかった。優しかった時の父のことを思うと「何やってん」「どないしてん」という気持ちだった。	なし	・毎日のように大声や大きな物音がしていたし、あざや怪我也あったので、近所の人も学校の先生も虐待には気づいていたと思う。時代背景もあり、ちょっとしつけが厳しい父と思われて終わりだったり、兄弟げんかが激しいという義母の嘘を鵜呑みにされてしまい、保護に繋がらなかった。 ・中2の担任がおかしいと気づいてくれ、本人の話を聞き出してくれた。話を聞いて、すぐに両親を呼び出し、虐待をしていることを指摘、「家に帰すわけにはいかない」と言って児相通告してくれた。そのまま、学校から直接、一時保護、児童養護施設に入所となった。

No.	主な 加害者	度 数	IV.積極的介 入への期待	内容・理由	V.支 援 の拒絶	内容・理由
29	不在(貧 困)	1	不明		なし	
30	従姉	5	不明		なし	

4-3-3. ポピュレーション・アプローチ

VI.社会の大人や支援者に対して、どうせ何もしてくれない、という不信感があった。

- 「社会の大人や支援者への不信感があった」と話したケースは、下記の 6 名 (20%) だった。
 - No.5
 - No.7
 - No.11
 - No.24
 - No.25
 - No.27

VII. いわゆる支援者ではない、家庭外の多様な文化的・社会的背景を持った人や環境に接することが、本人のエンパワーメントや、虐待の認知に大きく貢献した。

- 「家庭外の多様な人や環境に接することが、本人のエンパワーメントや、虐待の認知に大きく貢献した」と話したケースは、下記の 9 名 (30%) だった。
 - No.7
 - No.13
 - No.14
 - No.17
 - No.19
 - No.24
 - No.25
 - No.27
 - No.30 (虐待期間の後)

ポピュレーション・アプローチに関して抽出した要素の分析を表 11 に示した。

表 11. ポピュレーション・アプローチの分析

No.	主な加害者	度数	VI.不信感	内容・理由	VII. 家庭外の人と接する	内容・理由
1	実母	5	なし	・義務教育なのに学校に行かせてもらえないのはおかしいと思ったが、相談場所がわからなかったので、誰にも相談はしなかった。父方祖父母は連絡先がわからなかったし、母方祖母は母の味方だったから言わなかった。 ・中2の9月のある木曜日に登校しようとして母に見つかってしまい叩かれた。しかし、翌日にまたこっそり登校をしたため、母が学校まで乗り込んできて、みんなの前で叩かれた。学校から児相通告、児相職員が自宅訪問にきたが、その日は保護されず。連休明けの火曜日にまた登校しようとしたら、寝ている母を姉と弟が起こしてしまい、母に止められて登校できなかったため、散歩に行くと言って、公衆電話から児相に自分で電話した。当日、母が仕事に出た後の時間を見計らって、児相職員が自宅にきて一時保護された。	不明	
2	実父	2	不明		不明	
3	実父	2	なし	・学校は楽しかったので、子ども時代に悩んだ記憶はなく、自分はいあわせだと思って生きてきた。	不明	
4	実母、義父	2	なし	・辛くて施設に戻りたいと思った。	不明	
5	実父	4	あり	・大人への不信感が強かった。児童相談所の職員のことも信用できず、「どうせわからないでしょう」と感じていた。	不明	
6	実父、実母の交際相手	5	不明		不明	
7	実父母	5	あり	・授業妨害を続けていた。(先生に対して)殴れるもんなら殴ってみろと思っていた。殴られることに慣れていて。その他は先生に対しては何も思っていなかった。家のことのストレス発散で、学校では授業を妨害していたと今振り返ると感じる。 ・母からの虐待のことを誰かに話すことはなかった。休日あそぶ友人はいなかった。「あの子(本児)にはかかわるな」と言われていた。	あり	・小5の時にバスケの試合のことで友人の母親から怒られることがあった。友人に「母親って怒るとき殴らないんだね。」と聞いたことがきっかけで、自分の家はおかしいと思い始めた。
8	実父母	3	不明		不明	

No.	主な加害者	度数	VI.不信感	内容・理由	VII. 家庭外の人と接する	内容・理由
9	義父母	3	不明		不明	
10	実父	3	なし	・離婚後に子どもへの接し方について、父が市役所に相談に行ったことを機に、女性相談員さんが親身に相談に乗ってくれた。	不明	
11	実父	5	あり	・この生活から抜け出せない、逃げ出すことなんてできない、とあきらめていた。警察もだれも助けてくれない、逮捕されても出所したら殺しに来る、もう助からないんだろうと思っていた。発展途上国などの生きたくても生きられない子と比べれば、自分は生きているからその子の方まで全力で生きようと自分がかんばって言い聞かせていた。死のうとも思ったが、そう言い聞かせて死のうと思うことは辞めた。 ・怒られて学校へ行かせてもらえず家にいて祖母が来ていて悩み相談をしていた日に警察と児童相談所職員が突然家に来て「保護します」とのことで警察署へ行くことになった。警察署にはいかないと抵抗をしたが、警察署へ行くことになった。聞き取りが行われたが黙っていた。	不明	
12	実母	3	なし	・児童相談所に相談しようと思いい(措置されたり今の生活環境から引き離されるとまでの考えはなし) 母に児相に行こうと提案。第3者に入ってもらい助けてもらいたかったが、家に帰れずに一時保護所へ行くと聞かされ、学校に行けなくなるのが嫌だった(学校が楽しかった)。	不明	
13	実父母	4	なし	・塾や祖母の家が逃げ場所だった。 ・異変に気づく先生もいた。 ・中学の担任が、胃の調子を気にして背中を毎日さすってくれた。	あり	・祖母(母の継母)、担任の先生、彼氏家族、塾など、本人を気にかけてくれる大人、本人を気にかけてくる恋人、本人が逃げることができる居場所がいくつもあった。
14	実父母	2	不明		あり	・本人は学齢期や大学の間、運動部に所属することで、ストレスを発散していたし、友人にも出会えた。
15	実父	4	不明		不明	
16	実母	5	不明		不明	・

No.	主な加害者	度数	VI.不信感	内容・理由	VII. 家庭外の人と接する	内容・理由
17	義父	3	不明		あり	・小4から現在に至るまで付き合いのある親友がおり、当時、虐待の話はできなかったが、今振り返ると存在が支えになっていた。 ・中3の時、友人から虐待だと言われたときには「これがそうなの？」と思った。授業で虐待に関する講演なども聞いていたが、自分がされていることが虐待だという認識がまったくなかった。
18	実母	3	不明		不明	
19	実父母	5	不明		あり	・本人は彼氏ができて、泣くのは彼の前になった。週1回くらいのペースで彼の前で泣いていた。 ・担任、養護教諭、教科担任などが、よく心配して話を聞いてくれた。 ・塾の先生が心配して「何か悩んでいることある？」と聞いてくれた。話せはしなかったが、聞いてくれたことが嬉しかった。
20	実父母	5	なし	・虐待期間は本人0歳～2歳。 ・施設退所の住まいを借りるときに姉に保証人を頼んだのを機に、姉二人と母と再会した。母からは「ほんとは施設に入れたくなかった。でもどうしようもなかった。ごめんね」と言われた。自分は母に対して、肯定的感情も否定的感情もないが、母のような状況の人を支える社会の仕組みを作らないといけないと思った。	不明	
21	実母,兄	5	なし	・父の家に家庭復帰してからは、家族以外の人との関わりはなかった。 ・児童相談所職員から、施設の話聞き、新しい高級住宅街にあると聞き「めちゃくちゃ良いところに行けるじゃん」と思った。	不明	
22	実父	2	不明	・虐待期間は本人0歳～2歳。	不明	
23	実母	4	不明		不明	
24	実母, 実母の交際相手	5	あり	・大人は信用できないという気持ちと、そういう行動をしている自分への自己嫌悪で路頭に迷っていた。	あり	・中学校のサッカー部や応援団に所属して、子ども同士、同じ立場で同じ目標に向かって一緒に頑張るという環境に救われた。 ・元施設担当職員やその弟、小学6年の担任などが家族ぐるみで支えてくれたことや、小学校時代のサッカーチームや中学校の部活や応援団など、大きくあったかい集団の中で自分らしくあれる環境があったのが、自分が変わったきっかけだと思う。

No.	主な加害者	度数	VI.不信感	内容・理由	VII. 家庭外の人と接する	内容・理由
25	実父	5	あり	・本人は先生も面談に来た人も、どうせ何もできないだろうと下に見ていたので、「困ってない」と答えていたので、それ以上の支援にはつながらなかった。	あり	・近所の神社の人が小学校に講演に来てくれ、話に興味を持ったので会いに行った。自分の身の上話をしたら、初めて「だから何だ」というふう到大袈裟に捉えない反応をしてくれたのが、すごく心地よかった。対等に大人と話せたことが嬉しかった。
26	実父	3	不明		不明	
27	実父	5	あり	・自分がダメ、自分が悪い。と思っていたから誰にも相談しなかった、しようとも思わなかった。先生も見ても見ぬふりなので、先生も親と同じように自分を評価しているのだと感じていた。	あり	・非行グループにいる方が心地が良かった。 ・非行グループの友人の中で複雑な家庭の子がおり、その子には家でのことを話したりしていた。
28	実父,義母	5	なし		不明	
29	不在	1	不明		なし	
30	従姉	5	なし	・中学1年位までは、父と一緒に住めたらいいなあと思っていた時期はあった。	あり	・ストリートライブには、似たような境遇や家出したようなやつが聞きに来てくれていた。少しずつ集まってきてみんなの居場所になっていく感じがあった。自分の居場所にもなっている。そこからどんだんのめり込んでいった。

4-3-4. 子どもの加害者化

VIII. 暴力団や親の離婚などの「理不尽で、本人にはどうしようもないこと」によるストレスから、(他の) 子どもに対する、「特に理由のない虐待」が生じた。

- 子どもが加害者化していたケースは2件だった。
 - No.21 では、加害者は実兄。実母が自殺し、実父によるネグレクトがあった。
 - No.30 では、加害者は従姉。従姉の両親は自殺しており、複雑な家庭環境だった。
 - 以下は、「4-2-2-2. No.30 の分析」から抜粋した内容。
 - 従姉は、親が離婚して、祖父母宅に預けられていた。詳細は不明だが、当事者本人と似て、不安定な家庭環境だったのではないかと推察される。
 - 当事者本人にとっては、実母と祖母は、とても大切な存在だった。祖母は当事者本人を庇ってくれた。実母は当事者本人と一緒に住んでいた。これらは、従姉には無い環境だった。羨望や嫉妬の対象として、十分な理由になる。

子どもの加害者化に関して抽出した要素の分析を表12に示した。

表 12. 子どもの加害者化の分析

No.	主な加害者	度数	「理不尽で、本人にはどうしようもないこと」によるストレスに関する内容
21	実母,兄	5	・母はずっと弱弱しいイメージ。部屋のあらゆるところに包丁が置いてあった。うつ病で通院していた。ある日の夜、玄関先で母がマフラーで首を吊ろうとしているところを目撃し、兄を呼び、母は未遂で終わった。その後、母が自殺する。 ・以降は、兄が食事をつくるか、あるものを見つけて食べていた。川の鯉を捕まえて食べようとしたり雑草を食べようとしていた。スーパーの試食でしのいだりしてなんとか生活していた。 ・兄からの暴力があり、それにおびえながら生活していた。息ができないほどの暴力があり、父が怒鳴っていた記憶がある。お腹がすいてコンビニで万引きをして、食料を確保していた時もあった。 ・父親は、就労はしていた。父はほぼ食事を置いていかず、家にも帰ってこないことが多かった。
30	従姉	5	・本人が養護施設から戻ってきた後、従姉妹はかわいがってくれた。(彼女は自分と一緒にだったと思う。今となっては。いじめることでしか表現できなかったのかもしれないと思う。) ・従姉妹は彼氏と祖父母宅に住んでいた。彼女らからの虐待はなかった。彼女はいつも悔いていて、本当に悪いことをしたと謝っていた。

5. 考察

本事業で実施した調査・分析から見えた虐待の要素をベースに、いくつかの視点に基づき、有効と考えられる施策を以下に提案する。

5-1. 被害者の加害者化について：両義的な要素

4-3-1.では、「自分より弱い人の世話をする」ことが、虐待被害者の心の支えになっていたケースが30名中7名存在したことを説明した。一方で、4-3-4.では、虐待被害者がさらに弱い人への虐待を行った事例が、30名中2名存在したことを説明した。虐待被害者よりもさらに弱い人の存在は、ポジティブな影響を及ぼす可能性もあれば、被害者児童の加害者化というネガティブな影響を及ぼす可能性もある、両義的な要素であるということが示された。さらに、今回は非構成型インタビューのため拾いきれていないが、実際は、ポジティブでもネガティブでもない、「特に影響を与えない」という第三の群が存在するとも考えられる。

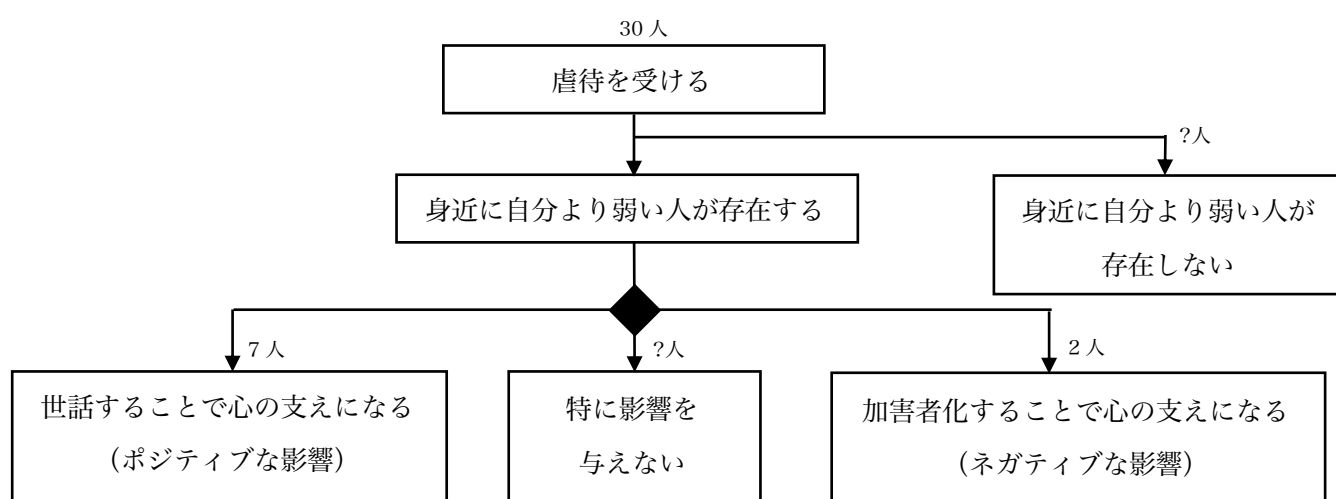


図 7. 虐待被害者と身近にいる弱い人の関係

具体的にどのような条件下でポジティブな影響を及ぼし、逆にどのような条件下でネガティブな影響を及ぼすのか、という点は、本調査内では明らかになっていない。今後、この部分に焦点を当てた調査を行うことで、解明が進むことが期待される。

5-2. 経済的困窮と虐待：潜在化、長期化、認知

3-3-1.では、「家庭が経済的困窮の状態にあった」ケースが30名中12名存在したことを説明した。今回は加害者側のインタビューは行えていないため、経済的困窮がどのように虐待の発生に寄与したか、詳細を考察することは難しい。また、経済的困窮ではなかったケース（以下、経済的非困窮）の場合は、経済状況以外の要因が虐待の発生に寄与していると考えられるが、これも詳細を考察することは難しい。この部分を詳細に解明するためには、加害者側へのより詳細な調査が必要である。

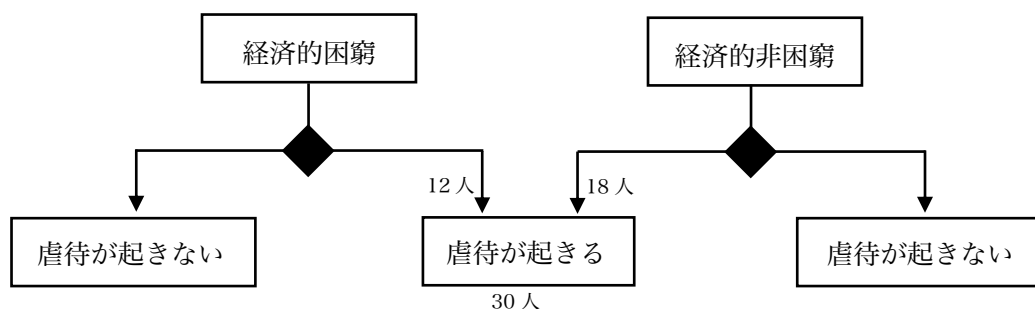


図 8. 経済的困窮／経済的非困窮と虐待の関係

また、No.13 のインタビューからは、経済的非困窮なケースについて、次の示唆が得られた；

- 実父の収入が多く、裕福な家庭であるため、実母が家事をする能力が低くとも家政婦を雇うことで、家事や育児が成り立っていた。（困窮家庭であれば、行政機関が介入していた可能性がある）
- 家族機能に一見問題がない場合、他者が虐待疑いに対して介入しづら

い。

そこで、本調査内のケースを、「経済的困窮／経済的非困窮」および「保護・通告による虐待解消／それ以外の理由による解消」の四象限に整理したところ、経済的困窮のケースでは保護・通告とそれ以外が同数であったが、経済的非困窮のケースでは保護・通告とそれ以外には 2 倍の開きがあった。保護・通告以外の理由によって虐待が解消したケースの多くは、児童相談所の相談数など統計上の数字に含まれない、潜在化した、いわゆる「水面下」の事例であると考えられる。

表 13. 経済的困窮と保護・通告による虐待解消の関係

	経済的困窮	経済的非困窮
保護・通告による虐待解消（人）	6（20%）	6（20%）
それ以外の理由による虐待解消（人）	6（20%）	12（40%）

さらに、経済的困窮の有無と虐待を受けた期間の比較を行なった。虐待開始時や終了時の年齢に幅がある場合は、平均値を採用した（例えば、虐待開始時が 8 歳～12 歳のケースは、10 歳として扱った）。また、その他曖昧なケースは、虐待の期間が最短になるような値を代入した（例えば、虐待開始時が 5 歳以下の場合は 5 歳として、虐待終了時が成人以降の場合は 20 歳として扱った）。その結果、経済的非困窮のケースでは、経済的困窮のケースよりも、虐待を受けた期間の中央値が若干長かった。

表 14. 経済的困窮と虐待の期間の関係

	経済的困窮	経済的非困窮
虐待を受けた期間（年, 中央値）	7.5	8.25
最小値（年）	0	3
最大値（年）	23.5	18

本調査のデータ数は限定的であるため、これらの事実を基に「経済的非困窮な家庭の方が、虐待が潜在化しやすく、また長期化しやすい」ことを主張するのは難しい。ただし、経済的非困窮な家庭においては、下記の理由により、虐待の長期化が起こる可能性がある；

- 子ども自身が「自分の家庭が、子どもにとって困難を抱えている家である」と自覚し、虐待を認知することが、より一層難しくなるため。
- ハイリスク・アプローチの網の目からすり抜けることで、外部の支援者や教育関係者の注意の対象外となるため。

なお参考までに、経済的困窮の有無と、4-3-2. で扱った「家庭外の人へ相談する意思」の有無の関係を比較したところ、大きな差は見られなかった。

表 15. 経済的困窮と家庭外の人へ相談する意思の関係

	経済的困窮	経済的非困窮
家庭外の人へ相談する意思を持っていなかった（人）	6	10
持っていた・不明（人）	6	8

今後、経済的困窮の有無と長期化・潜在化・認知の部分に焦点を当てた調査を行うことで、これらの関係についてより一層の解明が進むことが期待される。

5-3. 社会への期待と不信：両義的な影響

4-3-3. では、「社会の大人や支援者に対して、どうせ何もしてくれない、という不信感」があったケースが、30 名中 6 名存在したことを説明した。

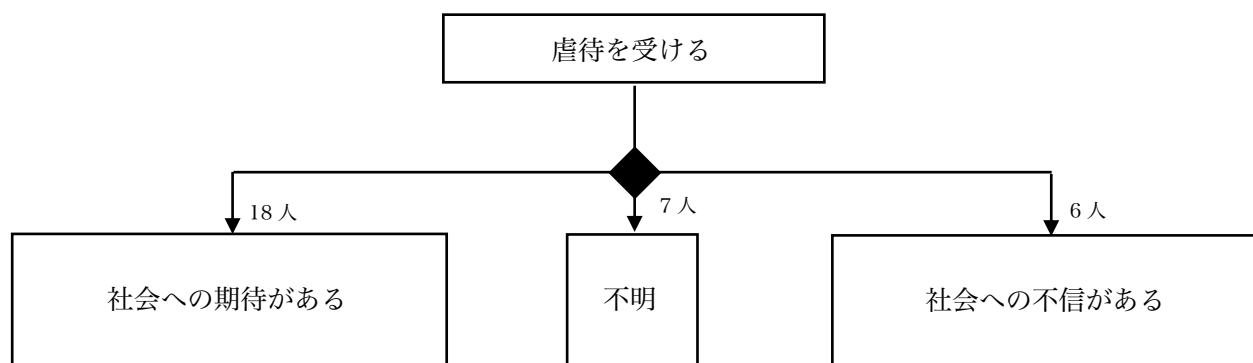


図 9. 虐待と社会への期待／不信の関係

「社会への期待」または「社会への不信」がどのように本人にポジティブまたはネガティブな影響を与えたかについて、本調査で判明した範囲での代表的な事例について、表 16 に記述した。

「社会への期待」からは、子ども自身のストレスを軽減したり、早期に家庭外の人々に相談したり、保護を依頼したりすることで、虐待期間を短縮するというポジティブな影響がみられた。また、身近な大人に相談したが期待に応えられなかった場合、社会への不信に転じるとともに自己嫌悪に陥るというネガティブな影響がみられた。

「社会への不信」からは、6 例中 1 例ではあるものの、自助努力を促進させるというポジティブな影響がみられた。また、積極的な支援を求めないため、虐待が長期化するというネガティブな影響がみられた。

表 16. 社会への期待・不信による影響

	社会への期待	社会への不信
ポジティブな影響	学校は楽しかったので、子ども時代に悩んだ記憶はなく、自分はしあわせだと思って生きてきた (No.3) 児童相談所に相談しようと思い、母と一緒に行動しようかと提案した (No.12)	人に何とかしてもらおうという気持ちを持っていなかったため、自分で自分の居場所を作るためには何をすべきか考えて行動していた (No.25)
ネガティブな影響	身近な大人に相談するが期待に答えられなかったため、不信に転じ、自己嫌悪に陥った (No.24)	周りを信頼して、積極的に助けを求める姿勢なら、虐待からもっと早く抜け出した可能性がある (No.25)

さまざまな支援施策やネットワークなどの社会資源の活用を促進し、虐待の被害を最小限に抑えたり、虐待を早期に解消したりするためには、被害者本人が「社会への期待」を持っていることが極めて重要な要素となる可能性がある。今後、さらに詳細な検証によって、「社会への期待」または「社会への不信」がどのように本人に影響を与えたか、また両者を分ける具体的な要因が解明されることに期待したい。

5-4. 虐待被害者支援のオプト・イン問題；解決策を転換する

意思決定の場面における文脈や制度設計がもつ影響力を用いて、決定や行動する内容に働きかけることは、“ナッジ (nudge)”と呼ばれ、行動経済学の分野で扱われている。ナッジの概念を提唱した Thaler and Sunstein (2008) は、個人や社会に裨益するように、意思決定の文脈や制度を設計することが、有用であると主張した [10]。

ナッジを活用する上で大きな役割を果たすのが、デフォルト（規定）状態の設定である。例えば、臓器提供の分野では、デフォルトで臓器提供をするよう設定されていて、提供を拒否したい人が意思表示する方式（オプト・アウト）を取っている国は、逆に提供したい人が意思表示する方式を取っている国（オプト・イン）よりも、大幅に臓器提供意思表示率が高くなることが知られている。同様に、デフォルト状態が選択の結果に強い影響を与える傾向は、変動型電気料金の選択や、個人情報の収集など、さまざまな場面で報告されている。

翻って、今回の調査対象となった 30 ケースを検討すると、虐待を受けてから、公的支援の対象となるまでは、少なくとも 3 回の意思決定（オプト・イン）の機会が存在することが示唆された。

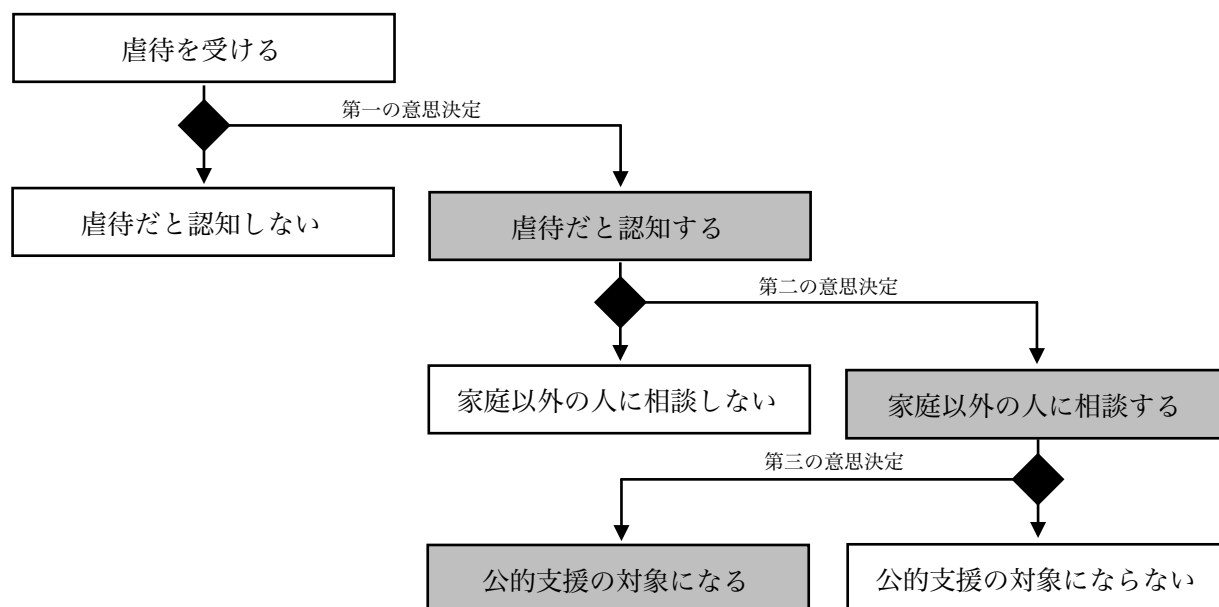


図 10. 虐待と公的支援の対象化の関係

4-3-2.では、「自分の家庭が普通だと思っていた」ケースが、30 名中 9 名存在したことを説明した。虐待被害者が「虐待があることが当たり前（デフォルト）である」という正常性バイアスに陥っている場合、そこから抜け出して虐待を認知することは、非常に難しいことが考えられる。これが第一の意思決定の機会である。

さらに、4-3-2.では、虐待を認知したとしても、他者に相談しなかったケースが 30 名中 7 名存在したことを説明した。その理由は、社会への不信感、親への恐れ、世間への恐れ、親との別れの恐れ、などであった。これが第二の意思決定の機会である。

更に、実際にはそれ以降の段階でも下記のリスクが存在することが本調査内でも明らかになった。これが第 3 の意思決定の機会である。

- ✓ 4-3-2.で挙げたように、「相談する意思はあり、実際に相談したが、誰に相談しても期待に答えてくれなかった」(No.24) ことで、社会への不信が高まり、その後の相談を控えることで、公的支援に繋がらない可能性。
- ✓ 同じく 4-3-2.で挙げたように、加害者からの報復を恐れたり、社会への不信、親自身による隠蔽などの理由により、「家庭外からの積極的介入を拒絶する」可能性。

虐待を受けた児童の被害をなるべく早期に回復し、虐待発生から公的支援の対象になるまでのハードルを低くするには、これらのオプト・イン型を前提とした既存の社会制度・施策では不十分で、オプト・アウト型を前提とした社会制度・施策の拡充が必要である。すなわち、これまで通りの限定化・順位付け・専門化された問題認識や解決策に加えて、一般化・偏在化・日常化された問題認識や解決策を広げることが、今後一層必要になると考えられる。具体的にどのような施策が必要・有効であるかは今後の論点としたいが、表 17 に現状の素案を暫定的な整理として記載し、また表 18 には本調査の関係者から挙げられた具体的なオプト・アウト型の解決策を 3 例、記載した。

表 17. オプト・イン型とオプト・アウト型の比較

	オプト・イン	オプト・アウト
認識	虐待は問題で 特殊な現象である	虐待は社会にありふれていて 一般的な現象である
環境	虐待は特定の状況にある 家庭に起きる	虐待はあらゆる家庭に 起こりうる
拠点	虐待の相談や回復は 専門の施設で行う	虐待の相談や回復は 馴染みのある場所で行う
予防 施策	リスク因子と関係のある 選定された対象に適用される	リスク因子とは関係無く 選定された対象に適用される
対象の 子ども	置かれた状況から脱出したい 児童のみが対象	現在の状況のままでいい 児童も対象
周囲の家庭 との比較	自分よりも ひどい状況の家庭が対象	どのような家庭で あっても対象
親の保護	親は問題の原因	親も支援の対象
代替養育 のイメージ	必ずしも安全でない ・選択の余地がない	安全が保証されている ・積極的に選択したい
加害者から のイメージ	警戒の対象	受け入れられる

表 18. オプト・アウト型の解決策の例

No.	内容
1	多様な人のありようや文化に感染することができる居場所がたくさんあること。なんとなく出会う人、変な大人やボランティア、よくわからない人と出会い、虐待家庭の狭いコミュニティから、認識上、脱出できるようになること。「こうなりたい」と思えるリアルな大人に出会える場所。
2	人と人が喜びを分かち合える場、表現する場があり、それをサポートする支援者がいること。北欧では、リスク因子の高い子どもだけを支援対象とするのではなく、傷つきやすい子どもや大人など、対象範囲を広くとって、支援を設計している。
3	No.25 の当事者本人は現在、一軒家を開放して、不登校や引きこもりの子どもたち、DV 被害者や元受刑者などの居場所づくりに取り組んでいる。自身の経験を通じて、困っている人に対して積極的な介入をするというアプローチではなく、「信頼できる人を周りに増やす」というアプローチの重要性を発見したのではないか。

5-5. 虐待被害者のレジリエンスに関する要素

本調査では、虐待被害者が虐待期間にどのように過ごしたかに焦点を当てて、半構造化のインタビューを行なった。その結果見えてきたことは、虐待の発生をどのように未然に防ぐか、といったことよりは（この点については加害者側への更なる調査が必要である）、虐待の被害期間をどのように短くすることができるか、虐待のネガティブな影響をどのように抑えることができるか、どのような条件であればポジティブな影響を得ることができるか、どのような要素が被害者のその後の回復に結び付くか、といった、いわば「虐待被害者のレジリエンス」に関する諸要素への示唆であった。

諸要素は、現段階では十分な検討や、定量化、因果関係の検証はされておらず、あくまで要素の候補として挙げたにすぎない。また、諸要素の中には、個人レベルの要素もあれば、地域レベルの要素、国家・自治体レベルの要素など、その段階はさまざまである。表 19 に、虐待被害者のレジリエンスに関する諸要素の候補を列挙し、分類する。

表 19. 虐待被害者のレジリエンスに関する諸要素の候補

レベル	要素
個人・家庭レベル	・身近に自分より弱い人が存在する（両義的） ・家庭の中に加害者から当事者本人を保護してくれる人がいる ・社会に期待している（両義的）
地域レベル	・近所に、加害者から当事者本人を保護してくれる人がいる ・多様な文化的・社会的背景を持った人や環境に接する
国家・社会レベル	・虐待の問題認識がオプト・アウト型で広がっている ・虐待の解決策がオプト・アウト型で広がっている

5-6. 今後の調査ツールに関する提案

今回の調査を踏まえて、調査ツールの改善案を検討した。

①サマリーシート

- ・「主な加害者」欄の追加
- ・「虐待開始時の年齢／虐待終了時の年齢」の追加

②フェイスシート

- ・「被害者本人を保護する人」の明示化
- ・「被害者本人によって保護される人」の明示化

③アセスメントシート

- ・「被害者心理的状況」に、「加害者に対する意識」欄の追加
(理由) 虐待が起きている家庭において、加害者と被害者の関係は、常に一定ではなく、変化している。その変化がいつ・どこで・なぜ起きたかを把握することは、虐待の発生と解消に関する重要な知見となる可能性がある。
- ・「被害者心理的状況」に、「周囲の大人や社会に対する意識」欄の追加

引用文献

- [1] 花田裕子, 永江誠治, 山崎真紀子 and 大石和代, "児童虐待の歴史的背景と定義," *保健学研究*, vol. 19, no. 2, pp. 1-6, 2007.
- [2] 津崎哲郎, "児童相談所の取組みの現状と今後の課題," *季刊社会保障研究*, vol. 45, no. 4, pp. 385-395, 2010.
- [3] 山口直子, "体罰の問題性と防止に向けての一考察," *文化学園長野専門学校 研究紀要*, vol. 5, pp. 55-60, 2013.
- [4] 生野正剛, "被虐待児保護のための親子関係への公的援助・介入と親権との関係 : 児童相談所における対応を中心に (1)," *長崎大学総合環境研究*, vol. 2, no. 1, pp. 51-83, 1999.
- [5] 藤間公太, "社会的擁護にみる家族主義," *三田社会学*, no. 22, pp. 38-54, 2017.
- [6] 厚生労働省雇用均等・児童家庭局児童家庭局監修, "子ども虐待対応の手引き," 2007.
- [7] 柴原君江, "子ども虐待予防におけるポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチの融合," *田園調布学園大学紀要*, 第 5, pp. 1-18, 2010.
- [8] 辻京子, "児童虐待リスクとしての母子家庭ー社会的排除とジェンダーの視点からー," *地域学研究*, vol. 45, no. 1, pp. 61-71, 2015.
- [9] 文部科学省, 学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議, "児童虐待防止と学校," 文部科学省, 2006.
- [10] C. R. S. Richard H. Thaler, "Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth, and Happiness," Penguin Books, 2008.

図 1. 児童虐待相談対応件数の推移（厚生労働省ホームページより）	6
図 2. サマリーシート	11
図 3. フェイスシート	12
図 4. フェイスシート（記入方法）	13
図 5. リスク・アセスメントシート（一部）	14
図 6. リスク・アセスメントシート（記入方法）	15
図 7. 虐待被害者と身近にいる弱い人の関係	73
図 8. 経済的困窮／経済的非困窮と虐待の関係	74
図 9. 虐待と社会への期待／不信の関係	77
図 10. 虐待と公的支援の対象化の関係	79
表 1. 本事業の実施体制	9
表 2. インタビューの実施体制	10
表 3. 実施概要＋当事者の属性	18
表 4. 当事者の家庭状況	20
表 5. 虐待の内容	23
表 6. 虐待の発生・解消の原因	26
表 7. 虐待定着度の分類方法	27
表 8. 虐待定着度の分類結果	29
表 9. 家庭環境の分析	50
表 10. ハイリスク・アプローチの分析	60
表 11. ポピュレーション・アプローチの分析	67
表 12. 子どもの加害者化の分析	72
表 13. 経済的困窮と保護・通告による虐待解消の関係	75
表 14. 経済的困窮と虐待の期間の関係	75
表 15. 経済的困窮と家庭外の人へ相談する意思の関係	76
表 16. 社会への期待・不信による影響	78
表 17. オプト・イン型とオプト・アウト型の比較	81
表 18. オプト・アウト型の解決策の例	82
表 19. 虐待被害者のレジリエンスに関する諸要素の候補	83

『児童虐待予防推進事業 児童虐待ケースアセスメント調査 報告書（WEB
公開版）』

発行日 令和 3 年（2021 年）3 月 31 日

発 行 特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ
「子はたからプロジェクト～児童虐待予防推進事業」
〒190-0013 東京都立川市富士見町 2 丁目 31 番 23 号
Tel: 042-526-2217／Fax: 042-526-2208
Email: jimukowatakara.com
Website: <http://kowatakara.com>